

 **令和 7 年度版【令和7年4月～令和8年3月入園】**

認可保育施設入園のご案内

《認可保育園(区立・私立)・認定こども園・地域型保育事業》

令和 7 年 4 月入園の申し込み

受付期間：私立 1 回目 令和 6 年 11 月 1 日(金) ～ 11 月 10 日(日)
区立・私立 2 回目・区立延長保育 ... 令和 6 年 12 月 20 日(金) ～ 12 月 26 日(木)
最終利用調整 令和 7 年 2 月 28 日(金) まで

※受付場所の詳細は 9・10 ページをご覧ください。

令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月入園の申し込み

入園希望月		募集数公表日	申 込 受 付 期 間	
令和 7 年	5月	4月1日(火)	3月3日(月)	～ 4月10日(木)
〃	6月	5月1日(木)	4月11日(金)	～ 5月9日(金)
〃	7月	6月1日(日)	5月12日(月)	～ 6月10日(火)
〃	8月	7月1日(火)	6月11日(水)	～ 7月10日(木)
〃	9月	8月1日(金)	7月11日(金)	～ 8月8日(金)
〃	10月	9月1日(月)	8月12日(火)	～ 9月10日(水)
〃	11月	10月1日(水)	9月11日(木)	～ 10月10日(金)
〃	12月	11月1日(土)	10月14日(火)	～ 11月10日(月)
令和 8 年	1月	12月1日(月)	11月11日(火)	～ 12月10日(水)
〃	2月	1月1日(木)	12月11日(木)	～ 1月9日(金)
〃	3月	2月1日(日)	1月13日(火)	～ 2月10日(火)

《注意》このご案内は、令和 6 年 8 月 31 日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。

問合せ先

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

江戸川区子ども家庭部保育課保育係(区役所 2 階 5 番窓口)

《受付時間》 月～金曜日 8:30～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 5662-0066(保育課保育係 直通)

《ホームページ》 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/>



目次

入園までの流れ	4
---------	---

区役所で申し込みができる保育施設及び事業

(1) 申し込みができる保育施設及び事業	5
(2) 申し込みができる方	5
(3) クラス年齢	5

保育の必要性の認定

(1) 認定区分	6
(2) 保育の利用を必要とする事由	6
(3) 保育時間と必要量の区分	7
(4) 支給認定証の申請・交付	8

入園（転園）の申し込み

(1) 令和7年4月入園の申し込み	9
(2) 令和7年5月～令和8年3月入園の申し込み	11
(3) 申し込み方法	11
(4) 申し込みの注意点	12
(5) 延長保育の申し込み	12
(6) 発達が気になるお子さん、病気や障害等をお持ちのお子さんの申し込み	13
(7) 医療的ケア児枠・障害児枠での申し込み	13
(8) 江戸川区外からの申し込み	16
(9) 江戸川区外への申し込み	17

必要書類

(1) 本人確認及びマイナンバー確認を行うための書類	18
(2) 保育の必要性を確認する書類	19
(3) その他の書類（該当する場合のみ）	20
(4) 申し込み後、保育係へ届出が必要な場合	21

利用調整方法・利用調整指数

(1) 私立の保育施設と区立保育園の利用調整方法	22
(2) 世帯状況の変更による利用調整の見直し	22
(3) 利用調整指数	23
(4) 育児休業中の方の申込方法・復職・利用調整指数	26

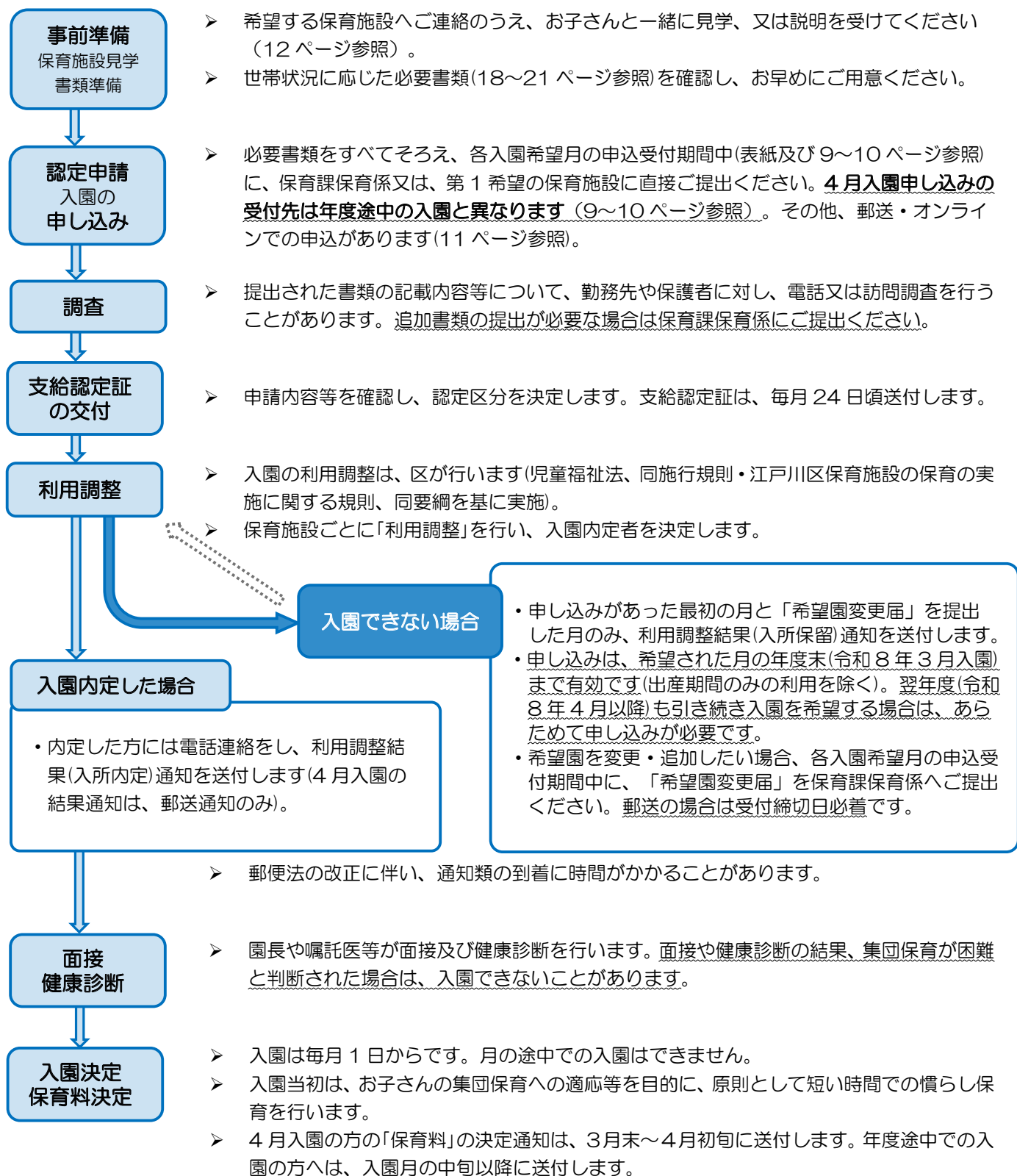
在園期間中の届出

(1) 入園後の届出	27
(2) 認定及び通園の要件・退園	28
(3) 通園継続の手続き（通園継続の審査）	28
(4) 在園中の届出	29

保育料	
(1) 保育料の決定	31
(2) 住民税が未申告等の場合	31
(3) マイナンバーによる情報照会	31
(4) 海外からの転入・保護者いずれかが海外に在住の場合	32
(5) 保育料の納付	32
(6) 保育料の負担軽減	32
(7) 保育料の減額・免除	33
江戸川区の保育サービス	
(1) 保育ママ	35
(2) 区立保育園の緊急一時保育	37
(3) 一時保育	37
(4) 児童発達支援センター	38
(5) 育成室	38
(6) 病児・病後児保育	38
(7) ファミリー・サポート事業	39
(8) 子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ	39
(9) 幼稚園（区立・私立）	39
(10) 認証保育所	42
(11) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	42
(12) 休日保育について	42
(13) 地域型保育事業	43
お知らせ	
(1) 認可保育施設にかかる運営経費と保育料	44
(2) 区立保育園における施設型給付費	44
(3) 区立保育園の民営化	44
(4) 幼児教育・保育の無償化	45
(5) 長期育休支援制度	45
(6) 令和7年度に新規開設する私立の保育施設	45
認可保育施設エリア別マップ	
(1) 全体図	46
(2) 平井・小松川エリア	47
(3) 小岩エリア	49
(4) 中央エリア	51
(5) 鹿骨・東部エリア	53
(6) 一之江・船堀エリア	55
(7) 葛西エリア①（西葛西・清新町・臨海町）	57
(8) 葛西エリア②（中葛西・東葛西・南葛西）	59

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features 20 evenly spaced horizontal dashed lines across the entire page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

入園までの流れ



区役所で申し込みができる保育施設及び事業

(1) 申し込みができる保育施設及び事業

保護者が就労や病気等のために、家庭での保育が困難な場合は、下記の保育施設及び事業への利用申し込みができます。保育施設の所在地や定員等、詳しくは別紙「令和7年度 認可保育施設一覧」又は46～60ページをご覧ください。

保育施設・事業		内 容
認可保育園 (区立・私立)		国が定めた設置基準(広さ、保育士等の職員数、衛生管理等)を満たし、都知事又は区長に認可されています。区が運営する区立保育園と、社会福祉法人等が運営する私立の保育施設があります。
認定こども園 (私立)		幼稚園と保育園の機能や特長等をあわせ持った保育施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの形態があります。3歳児クラス以上のお子さんは、幼児教育と保育をあわせて受けることができます。
地域型保育事業 ※1	小規模保育	0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。
	事業所内保育	0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。会社の事業所内の保育施設等で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。
	家庭的保育	令和7年4月1日時点で、江戸川区に該当する事業はありません。
	居宅訪問型保育	

※1…地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育)については、43ページをご覧ください。

(2) 申し込みができる方

「保育の利用を必要とする事由」(6ページ参照)に該当し、家庭で保育することができない場合、利用申し込みができます。また、**申し込みができる方は、原則として江戸川区に住民票がある方です。**江戸川区外に転出した場合、申し込みは取下げになります。ただし、申し込み時点で江戸川区に住民票がない方でも、申し込みができることがあります(16～17ページ参照)。詳しくは保育課保育係にお問合せください。

(3) クラス年齢

令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。申し込み時点でクラス年齢に達していても、入園は基準日(4月1日)のクラスになります。

クラス	生 年 月 日	
5歳児	平成31年(2019)年4月2日	～ 令和2年(2020)年4月1日
4歳児	令和2年(2020)年4月2日	～ 令和3年(2021)年4月1日
3歳児	令和3年(2021)年4月2日	～ 令和4年(2022)年4月1日
2歳児	令和4年(2022)年4月2日	～ 令和5年(2023)年4月1日
1歳児	令和5年(2023)年4月2日	～ 令和6年(2024)年4月1日
0歳児	令和6年(2024)年4月2日	～ 受入開始日齢・月齢は保育施設ごとに異なります。

保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・新制度に移行した幼稚園等を利用する保護者の方に、保育の必要性の認定(以下「認定」といいます)を申請していただく必要があります。認定は、必要に応じた保育や教育を提供していくために、保育の必要性や必要量等を判定するもので、3つの区分に分かれます。

※認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、保育施設等への入園をお約束するものではありません。

(1) 認定区分

認定区分	認定基準	対 象	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども	一部の私立幼稚園(※1) 認定こども園(幼稚園部分)(※1)
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が就労等のために、保育を必要とする子ども	認可保育園(区立・私立) 認定こども園(保育園部分)
3号認定	保育認定	満3歳未満で、保護者が就労等のために、保育を必要とする子ども	認可保育園(区立・私立) 認定こども園(保育園部分) 地域型保育事業

※1…私立幼稚園と認定こども園(幼稚園部分)には、正規の教育時間の前後に在園児をお預かりしている園があります。詳しくは40・41ページをご覧ください。

(2) 保育の利用を必要とする事由

2号・3号認定(保育)を受けるには、保護者いずれもが以下①～⑧の事由いずれかに該当する必要があります。

事由	保 護 者 の 状 況
① 就 労	月48時間以上勤務している(通勤時間・休憩時間を除く)。 ※出産休暇・育児休業からの復職の場合や、勤務内定有の場合を含みます。 ※月48時間に満たない場合、認定は⑥の求職活動になります。
② 妊娠・出産	出産のため、準備や休養等が必要なとき(出産予定月とその前後2か月の計5か月に限る)。
③ 疾病・障害	病気、負傷、心身に障害等があるため、保育が困難なとき。
④ 介護・看護	同居している病気の方や障害者等を常時介護・看護している。
⑤ 災害復旧	災害の復旧にあたっている。
⑥ 求職活動	求職活動をしている(入園後3か月以内に勤務開始が必要)。
⑦ 就 学	月48時間以上就学・技術習得等をしている(通学時間・休憩時間を除く)。 ※就学内定有の場合を含みます。 ※月48時間に満たない場合、認定は⑥の求職活動になります。
⑧ そ の 他	(1)虐待、DV等の理由で家庭での保育が困難であると認められるとき。 (2)きょうだいがすでに保育施設を利用中で育児休業を取得した場合に、きょうだいが引き続きその保育施設の利用を必要とするとき。 (3)その他、明らかに家庭での保育が困難であると認められるとき。

(3) 保育時間と必要量の区分

保育施設を利用できる時間は、保育の利用を必要とする事由や家庭状況等に応じて、保育標準時間(最大 11 時間)と保育短時間(最大 8 時間)の 2 つの区分に分かれます。

休園日は、日曜日・祝日(振替休日を含む)・年末年始(各園で指定の日)です。

保育の必要量の区分 勤務等の拘束時間(休憩含む)＋通勤等時間	保 育 時 間
保育標準時間 (月 120 時間以上の就労等)	7:30 18:30 19:30 11 時間まで (最大で利用可能な時間帯) 延長保育
保育短時間 (月 48 時間以上 120 時間未満の就労等)	7:30 9:00 17:00 18:30 19:30 8 時間まで (最大で利用可能な時間帯) 延長保育

※利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります。

保育の必要量の区分は、保育の利用を必要とする事由に応じて、各家庭の実態で判定されます。

保育の利用を必要とする事由	保育の必要量の区分
①就労、④介護・看護、⑦就学	申請内容等により、保育標準時間(最大 11 時間)又は保育短時間(最大 8 時間)
②妊娠・出産、③疾病・障害、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑧その他の(1)、⑧その他の(3)	保育標準時間(最大 11 時間)
⑧その他の(2)	保育短時間(最大 8 時間)

◆保育内容

区立保育園での一例	
時間帯	保 育 内 容
7:30～	順次登園、健康視診、連絡確認、持ち物整理
午前	基本的な生活習慣、自由遊び・課題遊び
10:00	3 歳児未満はおやつ
11:20～	食事の準備、食事、片付け
12:30～	3 歳児未満…お昼寝 3 歳児以上…お昼寝・休息
午後	基本的な生活習慣、自由遊び・課題遊び
15:00	おやつ
16:00～	健康視診、持ち物整理、保育状況の連絡、順次降園



(4) 支給認定証の申請・交付

◆2号・3号認定（保育）を希望する場合

保育施設の入園申し込みと同時に、認定申請をしていただきます。

認定された方には、原則として申請日から30日以内に「支給認定証」を交付します。

「支給認定証」は、施設の入園申し込みや利用等のために必要になりますので、保育の必要性がなくなるまで大切に保管してください。なお、紛失・破損により再交付が必要な場合は、「教育・保育給付認定再交付申請書」を保育課保育係に提出してください。申請書は保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。

なお、家庭状況等に変更があった場合や、「支給認定証」の有効期限の延長を希望する場合等は、届出が必要です。詳しくは21・29ページをご覧ください。ただし、満3歳に達するお子さんの3号認定から2号認定への変更は保育課保育係で行いますので、届出は必要ありません。

◆認可外保育施設（江戸川区外を含む）の企業主導型保育事業を利用する場合

保護者の方で、江戸川区から認定を受ける必要があり、認可保育施設に入園を希望しない場合は、認定申請のみをしていただくことができます。詳しくは保育課保育係にお問合せください。

支給認定の申請について
詳しくはこちら→



◆1号認定（教育）を希望する場合

各施設に直接お申し込みください。

MEMO

入園（転園）の申し込み

(1) 令和7年4月入園の申し込み

令和7年4月入園の申込受付は、以下の日程で行います（郵送の場合は締切日必着）。なお、4月入園の利用調整方法は、年度途中の入園と一部異なります。下記注意点をよくご確認ください。

※新規開設園は、申込受付期間や受付場所等が異なることがあります。区のホームページでご確認ください。

※また、急きょ空きが出る場合がありますので、募集がなくても申し込むことはできます。

※募集数は定員より少ないことがあります。

※区外からの申込で転入予定がない方は、最終利用調整からの受付となります。

◆【私立1回目】…私立の保育施設の1歳から5歳児クラス

募集数公表日	令和6年10月18日(金)
申込受付期間	令和6年11月1日(金)～11月10日(日)
受付場所・時間	保育課保育係へ郵送またはオンライン申請 ※郵送は11月8日(金)必着。宛先等詳しくは11ページをご覧ください。 第1希望の私立の保育施設 9:30～16:00 ※日曜日・祝日を除く ※受付場所等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。
結果通知予定日	令和6年12月20日(金) ※郵送通知のみ。

- ・0歳児クラスのきょうだいも申し込む場合は、同じ申込書類に記入して提出できます。ただし、1歳から5歳児クラスは上記の日程で、0歳児クラスは【区立・私立2回目・区立延長保育】の日程で利用調整を行います。
- ・【私立1回目】の結果が入所保留の場合は、引き続き【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います（申込書類の再提出は不要）。申込内容に変更がある場合は届出が必要です(21ページ参照)。
- ・内定状態で【区立・私立2回目・区立延長保育】【最終利用調整】に申し込むことはできません。内定園とは別の保育施設を希望する場合は、「保育施設入園内定辞退届」を提出し、再度申し込みが必要です。

▼令和6年4月入園【私立1回目】の利用調整の注意点

【私立1回目】では、区立保育園の利用調整を行いません。第2希望以降に区立保育園も希望した場合、区立保育園より希望順位が低い私立の保育施設は、利用調整の対象外になります。

例) 下表の私立D保育園は、【私立1回目】では利用調整を行いません。

※【私立1回目】の結果が入所保留の場合に、【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。

第1希望	私立A 保育園	✓	→	【私立1回目】で利用調整を行います。結果が入所保留の場合は、【区立・私立2回目・区立延長保育】で再度利用調整を行います。
第2希望	区立B 保育園	□	}	【私立1回目】では利用調整を行いません。 【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。
第3希望	区立C 保育園	□		
第4希望	私立D 保育園	✓	→	【私立1回目】では利用調整を行いません。 【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。



ポイント！

◆【区立・私立２回目・区立延長保育】…区立保育園、私立の保育施設の０歳から５歳児クラス

募集数公表日	令和６年１２月２０日(金)		
申込受付期間	令和６年１２月２０日(金)～１２月２６日(木) ※詳細は下記のとおり		
受付場所・時間	保育課保育係へ郵送 またはオンライン申請	１２月２０日(金)～１２月２６日(木) ※受付締切日必着。宛先等詳しくは１１ページをご覧ください。	
	江戸川区役所本庁舎 (５階５０１・５０２会議室) ※初日と最終日は、混み合う傾向にあります。	１２月２０日(金)～１２月２６日(木) ※１２月２２日(日)を除く ※１２月２４日(火)は１９：３０まで	１０：００～１７：００
	第１希望の認可保育施設 ※受付場所等、詳しくは各保育施設に 直接お問合せください。	１２月２０日(金)～１２月２６日(木) ※１２月２２日(日)を除く	９：３０～１６：００
	タワーホール船堀(３階３０６会議室)	１２月２２日(日)	１０：００～１７：００
結果通知予定日	令和７年２月２０日(木) ※郵送通知のみ。		

- ・【私立１回目】の申し込み時に区立保育園も希望した場合は、申込書類の再提出は不要ですが、区立保育園の延長保育を希望する場合は、この期間に別途、延長保育の申し込みが必要です(１２ページ参照)。

▼出産予定児の申し込みについて

【区立・私立２回目・区立延長保育】の申込受付期間以降に、出産予定のお子さんの申し込みを希望する場合は、当申込受付期間に保育課保育係へ必ずご相談ください。利用調整の対象となる場合は、上記受付期間終了後に個別で申し込みを受け付けます。

◆【最終利用調整】

上記の申込受付期間終了後も、追加入園が可能ながあるため、引き続き利用調整を行います。【私立１回目】や【区立・私立２回目・区立延長保育】の結果が入所保留の場合は、この期間に「希望園変更届」を提出することができます。最終利用調整の結果通知は、初めて申し込んだ方、希望園変更した方、当期間に内定した方の方に送付します。

申込受付締切日	令和７年２月２８日(金)
受付場所・時間	保育課保育係へ郵送またはオンライン申請 ※受付締切日必着。宛先等詳しくは１１ページをご覧ください。
	保育課保育係(区役所２階５番窓口)
	第１希望の認可保育施設 ９：３０～１６：００ ※受付場所等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。
結果通知予定日	令和７年３月１４日(金) ※郵送通知のみ。

※募集数は流動的なため、公表いたしません。

※１２ページ（４）申し込みの注意点以降もご確認ください。⇒

(2) 令和7年5月～令和8年3月入園の申し込み

令和7年5月以降の各月入園の申込受付は、表紙に記載の日程で行います。下記「(3) 申し込み方法」に記載の方法でお申し込みください。

申し込みは、**受付をしてから年度末(令和8年3月入園)まで有効です**。4月入園の結果が不承諾の場合は、5月以降毎月利用調整を行います。翌年度(令和8年4月以降)も引き続き入園を希望する場合は、あらためて申し込みが必要です(毎年10月初旬に翌年度の入園のご案内を発行する予定です)。

※結果通知は各入園希望月の前月24日頃に送付します。

認可保育施設の定員と募集数
5月～翌年3月分→



(3) 申し込み方法

◆郵送での申し込み

《宛先》〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区子ども家庭部保育課保育係宛

- ・封筒に朱書きで【保育施設入園申込書類在中】と記入のうえ、各入園希望月の受付締切日必着で送付してください(消印有効ではありません)。
- ・郵送事故等による遅れや不着、紛失等は、区では一切責任を負いかねます。簡易書留やレターパック等の追跡可能な郵送方法を推奨します。なお、お電話による到着確認等のお問合せには対応できかねます。
- ・書類に不備等がある場合は、職員から連絡することがあります。申込書類には日中連絡のとれる電話番号も記入してください。再提出が必要になる場合がありますので、期間に余裕をもって送付してください。

◆電子申請での申し込み

- ・政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内の「ぴったりサービス」による電子申請サービスが利用できます。詳しくはホームページでご確認ください。

電子申請について
詳しくはこちら→



◆窓口での申し込み

- ・各入園希望月の受付締切日までに保育課保育係(区役所2階5番窓口)に提出してください。各事務所では受付しておりません。
- ・事前予約はありません。窓口で番号札を引いていただき、番号順にお呼びします。混雑の場合は、お時間がかかる場合があります。

◆保育施設への申し込み

- ・各入園希望月の受付締切日までに第1希望の保育施設へ提出してください。
- ・保育施設では書類の詳細確認は行いません。

(4) 申し込みの注意点

- ・私立の保育施設を希望する場合は、できる限り、入園申し込み前にお子さんと一緒に施設見学をお願いします(事前に保育施設へ見学予約の連絡をしてください)。アレルギー、持病等があるお子様は見学時に施設へお伝えください。なお、見学の有無に関わらず申し込みができますが、利用調整の際に未見学の場合は、入園の内定ができないことがありますのでご注意ください。新規開設園については、入園説明会への参加やホームページ等の閲覧で見学に替えることがあります。見学できない事情がある場合や申し込み後の見学については、保育施設に直接お問い合わせください。
- ・区立保育園を希望する場合も、一園は連絡見学することを推奨します。
- ・転居等の特別な事情がある場合は、転園の申し込みができます。【転園希望理由】欄には、転園を希望する理由を具体的に記入してください。また、転園が内定するまでは、在園中の保育施設に通園できますが、**転園が内定した場合は、内定を辞退しても、在園中の保育施設に戻れませんのでご注意ください。**
- ・区立保育園や0歳クラスがない私立保育園では、通常給食が食べられないお子さんの受け入れができないことがあります。
- ・保育料の未納がある世帯は、金額の大小に関わらず、納付があるまで利用調整の対象外となります。

(5) 延長保育の申し込み

実施施設は、別紙「令和7年度 認可保育施設一覧」又は46～60ページをご覧ください。延長保育にも定員があり、入園が内定しても延長保育を利用できないことがあります。

◆区立保育園

利用調整は、区が行います。延長保育料は、別途かかります(34ページ参照)。月の初日に区立保育園に在園し延長保育を契約している場合は、その月の延長保育料(1か月分)がかかります。

《申込条件及び実施要件》

勤務時間等の理由で、18:30～19:30の間に保育ができない場合。

《必要書類》

「江戸川区立保育園延長保育申込書」と、保護者の「延長保育用勤務証明書」を提出してください。

《申込方法》

申込受付期間や受付場所等は、通常の入園申し込みと同様です。ただし、4月入園の申込方法は、年度途中での申込方法と一部異なります。4月入園の受付期間については、9・10ページをご覧ください。

《利用調整方法》

25ページの利用調整基準指数をもとに決定します。結果通知は申し込みがあった最初の月と、翌月以降は内定した場合のみ郵送で通知します。

《申込取下げ及び実施辞退》

延長保育を実施していない区立保育園や私立の保育施設に入園が内定した場合、延長保育の申し込みは取下げとなります。また、延長保育の実施期間中に、勤務時間(実績)の短縮や、出産休暇(産前産後休暇)・育児休業・短時間勤務制度の取得等、世帯状況の変更により実施要件に該当しなくなった場合は、延長保育を利用できません。「延長保育実施辞退届」を、保育課保育係又は在園中の区立保育園に提出してください。

◆私立の保育施設

延長保育を行っている私立の保育施設は、入園(内定)後に各保育施設で直接申込受付を行い、実施を決定します。また、延長保育料は保育施設ごとに異なります。詳しくは各保育施設に直接お問合せください。

(6) 発達が気になるお子さん、病気や障害等をお持ちのお子さんの申し込み

お子さんの発達面(言葉の遅れや落ち着きがない等)で気になることがある場合は、事前に保育課保育係へご相談ください。窓口や電話で聞き取りを行うことや、医師の診断書等を提出していただくことがあります。なお、保育施設の受入体制により、入園ができないことがあります。申し込み前に希望する保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に見学し、施設長等にお子さんの状況を詳しくお伝えください。

(7) 医療的ケア児・障害児枠での申し込み

集団保育が可能である医療的ケア児・障害児について、受入枠がある保育施設があります。

※障害児枠は、タムスわんぱく保育園一之江のみ。

保育園名	開始時期	施設区分	設置主体	受入定員
小松川第三保育園	令和4年度	区立	江戸川区	1名程度(※1)
江戸川二丁目保育園	令和5年度	区立	江戸川区	1名程度(※1)
清新第一保育園	令和6年度	区立	江戸川区	1名程度(※1)
タムスわんぱく保育園一之江	令和6年度	私立	社会福祉法人春和会	10名(※2)

※1 医療的ケアの内容や看護師配置など、園の受入体制により複数名を予定します。

※2 医療的ケア児枠と障害児枠を合わせて10名です。延長保育はありません。

各施設、自家用車で送迎用の一時駐車スペースがあります。なお、タムスわんぱく保育園一之江は、利用条件が限られますが、施設による車での送迎を実施します。

○医療的ケアとは、「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」をいいます。

○申し込みができるのは江戸川区民のみです。

※転入予定者を含め、申込時点で区外在住の方は申し込みができません。

○4月入園及び年度途中入園の申込期間等は、通常の申込期間と異なります。

○他のお子さんから日常的に隔離する必要があるお子さんや、看護師等による頻繁な容態の観察、処置を必要とするお子さんなどは受け入れできません。

○上表以外に、医療的ケア児等の受入実績がある保育施設があります。ただし、医療的ケア児等の枠は設けていないため、その年の保育施設の体制により受け入れを検討、判断することになります。保育施設情報等は、保育課保育係へ個別にお問合せください。

◆申し込みにあたっての注意事項

下記に該当する場合は、医療的ケア児・障害児枠ともに、預かりを不可とします。また入園後、下記に該当する場合は、休園または退園となることがあります。

- ・日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要な場合
- ・看護師による頻繁な容体観察と処置が必要な場合
- ・主治医等から必要な指示を仰ぐことが困難となった場合
- ・その他、集団保育が不可と医師から判断された場合、もしくは医療的ケア児保育審査会において児童を安全に預かることができないと判断した場合
- ・保育を必要とする事由(保護者の就労等の要件)がなくなった場合

◆その他注意事項

- ・入園申し込みをご検討の方は、事前に保育課保育係までご相談ください。
- ・入園の可否は、医療的ケア児保育審査会等の各種結果を踏まえて、区の基準に基づく入園利用調整を行い決定します。
- ・入園利用調整は、全クラスの申し込み児童を対象に行います（クラス年齢ごとの利用調整ではありません）。
- ・4月入園の申込期間は、通常の申込期間とは別途設定しています（下表参照）。また、申し込みから入園まで準備等に2か月～3か月程度の期間を要するため、年度途中の申し込みの入園月に関しては、個別でのご相談となります。
- ・体調に応じて医療的ケアの内容を変えるなどの対応はできません。
- ・医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、器材の洗浄・消毒、消耗品の破棄については、各家庭でご対応をお願いします。（注1）
- ・与薬及び食物アレルギー対応は、保育園の基準に基づいて実施します。（注1）
（注1）記載内容は区立保育園の場合です。私立保育園の対応は、面談時等に確認してください。

◆申込期間・結果通知（令和7年4月入園）

申込受付期間	令和6年11月14日（木）～令和6年12月19日（木） ※土曜日・日曜日・祝日を除く
受付場所・時間	保育課保育係（区役所2階5番窓口）にて担当が受付。 9:00～17:00 （注）受付日時は、電話での事前予約制です。 （注）原則として、保育施設の見学または面談（家庭訪問）を実施後に申し込みとなります。
結果通知予定日	令和7年2月20日（木）を予定 （注）内定者には事前に電話連絡します。 （注）内定者は、医師の指示書などの準備が必要となります。

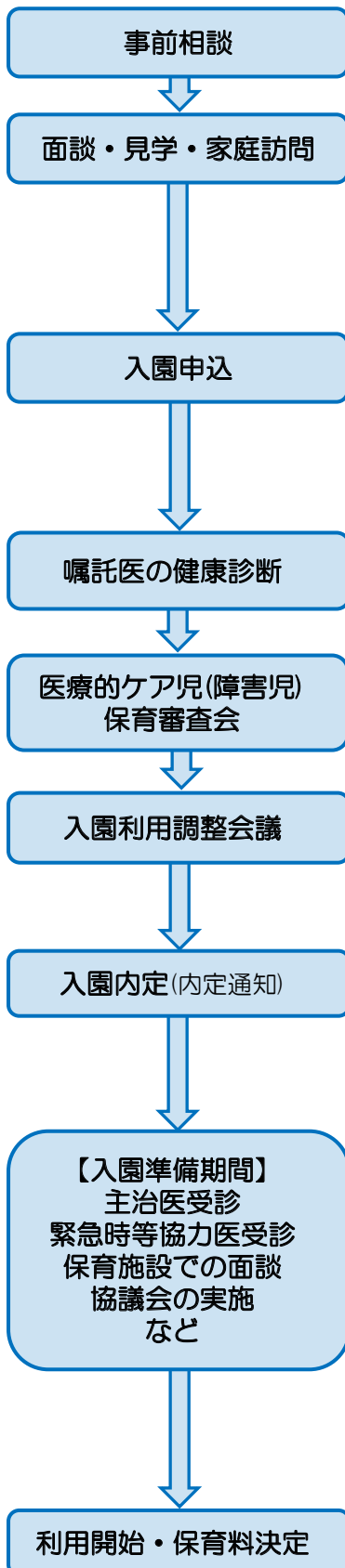
以上の情報を含みホームページに詳細を掲載していますので、ご確認ください。

医療的ケア・障害児枠
について詳しくはこちら→



～医療的ケア児・障害児の申し込みから入園までの流れ～

※以下の受け入れの流れや記載内容は保育施設により異なることがあります。また、申し込みから入園月まで2か月～3か月程度の期間を要します。



《相談・見学予約》

○保育課保育係に、電話で事前相談をしてください。

《面談・見学・家庭訪問の実施》

○申込前に、医療的ケアが必要なお子さんと一緒に、保育施設等にて面談や見学を行います。

※タムスわんぱく保育園一之江は、法人職員による家庭訪問を実施することがありますので予めご了承ください。

○面談等は予約制になります。保育係又は保育園と保護者とで調整します。

《入園申込》

○締切日までに必要書類をすべてそろえ、保育課保育係(区役所2階5番窓口)に直接提出してください。ご来庁日時は保護者と個別調整させていただきます。

※通常の申込期間と異なります。4月の受付期間は14ページ及び区ホームページからご確認ください。年度途中の申込は個別相談となります。

※主治医の意見書等の作成に時間を要する場合はご相談ください。

《事前健康診断の受診》

○保育園嘱託医の健康診断を受けていただきます(区立のみ)。

《受入れの審査》

○医師の意見書等を参考に、保育施設での集団保育が可能であるか検討します。

《入園利用調整》

○区の基準に基づき利用調整会議を行います。利用調整会議では、保育施設の集団保育における医療的ケア等が可能で、かつ、保育の必要性が高い児童を入園内定とします(世帯の利用調整指数等で判断)。集団保育が可能であっても、申し込み状況により入園のご希望に添えないことがあります。

※クラス年齢ごとの利用調整ではありません。

《結果通知》

○内定者には、入所内定通知を送付します(事前に電話でご連絡します)。

※利用調整で保育の必要性が高いとみなされても、お子さんを安全にお預かりできないと判断された場合は内定に至らないことがあります。

○内定者には、主治医の指示書等を提出していただきます。

《保育の開始に向けた準備》

○内定園での面接、嘱託医等の健康診断(私立のみ)を行います(必要に応じて、緊急時等の協力医の受診を行います)。

※入所内定通知後であっても、入園前面接及び健康診断等の結果により、内定が取消しになる可能性があります。

○主治医の受診及び医療的ケアに係る主治医の指示書を提出していただきます。

○入園を前提として、安全にお預かりするための保育や医療的ケア等に必要な事項の調整、保育計画への同意などがあります。

○預かり時間等については、主治医・嘱託医の意見も踏まえ、保育施設長、看護師等と相談して決めます。

○その他、保育園から求める提出書類等の手続きがあります。

《入園》

○保育料を決定し通知します。保育園に在籍開始となり、入園月は慣れ保育を実施します(期間は園が個々に判断します)。

※0歳～2歳クラスは、在籍開始から保育料が発生します(通常保育と同額)。

(8) 江戸川区外からの申し込み

◆江戸川区に転入予定がある方

入園申込月の前月末日までに転入予定があり、かつ、すでに転入先の住所が契約済等である場合、申込みできます。

必要書類	【江戸川区指定の書式】 （詳しくは 18～21 ページをご覧ください） 1. 教育・保育給付認定申請書兼保育施設入園(転園)申込書（表・裏） 2. 家庭状況書（表・裏） 3. 児童状況申告書 4. 提出書類確認書 5. 保護者の保育の必要性を確認する書類（別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分） ※詳細は P.19 を参照。 6. 世帯全員の住民票の写し 7. 転入先住所を確認する書類（下表を参照）
提出先	江戸川区保育課保育係（郵送または電子申請でも申込みできます） ※転入前の申込みは、仮申込みです。入園希望月の前月末日までに江戸川区に転入(住民票を異動)し、電子申請や郵送等での本申込を行わない場合、申込みは取下げになります。
結果通知	江戸川区保育課保育係から入園希望月の前月 24 日頃に送付します。

転入先住所を確認する書類		
	転入予定先	必要書類（書類記載必須事項）
a	賃貸物件	・賃貸契約書のコピー（住所、入居期間、保護者名、不動産会社名、保護者・不動産会社双方の押印がある書類） ・転入に関する誓約書
b	持ち家	・売買契約書のコピー（住所、引渡日、保護者名、不動産会社名、保護者・不動産会社双方の押印がある書類） ・転入に関する誓約書
c	祖父母等と同居	・同居同意書及び誓約書（区書式）
d	知人宅等を借りる	・貸借同意書及び誓約書（区書式）
e	社宅	・社宅の契約書のコピー（住所、入居期間、会社名、不動産会社名、保護者・不動産会社双方の押印がある書類） ・社宅に入居予定である旨を記載した会社の証明書類等（住所、入居期間、入居者名、会社名、会社の押印がある書類） ・転入に関する誓約書
f	入居審査中 入居（契約）予定	・入居審査中または入居（契約）予定である旨を記載した不動産会社の証明書類（住所、入居（予定）日、入居者名、不動産会社名、不動産会社の押印がある書類） ・転入に関する誓約書
g	建築中	・工事請負契約書のコピー（住所、引渡日、保護者名、請負業者名、保護者・請負業者双方の押印がある書類） ・転入に関する誓約書
h	都営住宅	・下記①～③のうち、都営住宅への入所予定がわかるもの一点 【契約前】 ① 都営住宅の使用手続きについてのコピー ② 請書のコピー 【契約後】 ③ 住宅使用許可書のコピー ・転入に関する誓約書

※転入に関する誓約書、同居同意書及び誓約書、賃借同意書及び誓約書は区のホームページからダウンロードできます。

※海外に在住で、江戸川区に転入予定がある方は、事前に江戸川区役所保育課保育係へ必ずご相談ください。

◆江戸川区に転入予定がない方

下記①～③に該当し、かつ、原則として、保護者いずれもが就労、疾病・障害、介護・看護、就学の事由いずれかに該当する場合に限ります。

- ① 江戸川区に隣接する住所に住んでいる場合
 - ② 保護者どちらかの勤務地が江戸川区にある場合
 - ③ 江戸川区に里帰り出産をする場合(出産予定月とその前後 2 か月の計 5 か月以内に限り)
- ※母は出産の事由になります。

必要書類	現在お住まいの（住民票がある）自治体にお問い合わせください。
提出先	現在お住まいの（住民票がある）自治体の保育施設担当係の窓口へご提出ください。 ※江戸川区役所保育課保育係に書類が到着した日が、申込み日になります(消印有効ではありません)。事前に現在お住まいの(住民票がある)自治体へ、江戸川区の締切日(必着)に間に合う提出締切日を必ずご確認ください。
結果通知	現在お住まいの（住民票がある）自治体より通知いたします。

◆注意点

- ・私立の保育施設を希望する場合は、入園申込み前に保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に施設見学をしてください。未見学の場合は入園内定できないことがあります(12 ページ参照)。
- ・令和 7 年 4 月入園の申し込みで**転入予定がない方は、【最終利用調整】での申込みとなります** (10 ページ参照)。
【私立 1 回目】【区立・私立 2 回目・区立延長保育】の日程で申込むことはできません。

(9) 江戸川区外への申し込み

区外への申込みができます。ただし、自治体により受入条件が異なるため、事前に入園を希望する自治体へ必ずご相談ください。

◆転出予定のある方

転出先の自治体に直接お申込みください。

◆転出予定のない方（江戸川区民として他自治体の保育園へ申込まれる方）

必要書類	【江戸川区指定の書式】 1. 教育・保育給付認定申請書兼保育施設入園（転園）申込書（表・裏） 2. 家庭状況書（表・裏） 3. 児童状況申告書 4. 提出書類確認書 5. 保護者の要件が確認できる書類（別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分） 6. 入園を希望する自治体指定の必要書類 ※江戸川区民であることを伝えたくて、入園を希望する自治体に次の内容もあわせてご確認ください。 ①締切日②保育施設の空き状況③保育施設入園担当係名④必要書類⑤申込み条件等その他の注意点
提出先	江戸川区保育課保育係の窓口(土・日・祝日・年末年始を除く)。 ※入園を希望する自治体の締切日の 1 週間前まで(厳守) に提出してください。 ※入園を希望する自治体の締切日間近にご提出をされ、入園を希望する自治体での受付が間に合わなかった場合の責任は負いかねます。
結果通知	入園を希望する自治体からの回答を受け、江戸川区保育課保育係からご連絡します。

- ・書類に不備や不足がある場合は、入園を希望する自治体の利用調整で不利になることや、申込みができないことがあります。事前に入園を希望する自治体へ、必要書類等を必ずご確認ください。

必要書類

必要書類をすべてそろえ、各入園希望月の申込締切日までに提出してください。郵送の場合は受付締切日必着です（消印有効ではありません）。締切日までに提出がない場合は、認定・利用調整の対象になりません。また、状況により、再提出や追加書類が必要になる場合がありますので、期間に余裕をもって提出してください。なお、保育施設では書類等の詳細確認は行いません。

※提出された書類はお返しできません。必要に応じて、提出前にコピーをお取りください。

※記入見本・記入要領等は、区のホームページで確認ができます。

申請書ダウンロード
はこちら→



（１） 本人確認及びマイナンバー確認を行うための書類《提示のみ》

保育課保育係の窓口で申し込む場合、マイナンバーの記入とともに「本人確認」と「マイナンバー確認」を行いますので、必要書類をお持ちください(下表参照)。

ただし、郵送の場合や保育施設に書類を提出する場合は、マイナンバーは記入せずにご提出ください。マイナンバー確認書類の提示、添付も不要です。

《申込書類の保護者欄に記載のある方が、保育課保育係の窓口で申し込む場合》

下記①・②のいずれかの書類をお持ちください。

《申込書類の保護者欄に記載のある方以外の方(代理人)が、保育課保育係の窓口で申し込む場合》

下記①・③・④の書類をお持ちください。

①	保護者と認定申請児の マイナンバー確認書類	・ マイナンバーカード
②	申込書類の保護者欄に記載 のある方の本人確認書類	【顔写真付の証明書の場合】 ※以下からいずれか１つ ・ マイナンバーカード ・ 障害者手帳 ・ 運転免許証 ・ 在留カード ・ パスポート 等
③	申込書類の保護者欄に記載 のある方以外の方(代理人) の本人確認書類	【顔写真付でない証明書の場合】 ※以下からいずれか２つ ・ 健康保険証 ・ 社員証又は就労証明書 ・ 子ども医療証 ・ 乳幼児医療証 ・ 親子(母子)健康手帳 ・ ひとり親家庭等医療費助成医療証 ・ 住民税納税通知書 等
④	代理権の確認書類	・ 委任状 ※区のホームページからダウンロードもできます。 ※委任状と③申込書類の保護者欄に記載のある方以外の方(代理人)の本人確認書類がない場合は、申し込み時に書類の修正や加筆ができません。

(2) 保育の必要性を確認する書類

下表①・②・③・④はすべての方が、⑤は保護者の状況に応じて、該当する書類を提出してください(「就労証明書」等は、提出時に3か月以内の証明日が明記されたもの)。

※申込書類すべてに、消せるボールペンや鉛筆、修正液等の使用はできません。

※必要書類の一部(下表①・②・③・④・⑤a～g)は【英語版】があります。

区のホームページからダウンロードできます。

※電子申請(ぴったりサービス)での提出が可能です。江戸川区ホームページからご利用ください。

◎印は江戸川区指定の書式です。区のホームページからダウンロードもできます。

①	教育・保育給付認定申請書兼保育施設入園(転園)申込書(表・裏)			◎
②	家庭状況書(表・裏)			◎
③	児童状況申告書			◎
④	提出書類確認書			◎
⑤	保護者の保育の必要性を確認する書類(別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分)			
	a	外勤・内職	就労証明書(※1)	◎
	b	自営業(法人は外勤扱い)	就労証明書(※1) + 20 ページ<自営業を証明する書類>	◎
	c	就労 勤務内定有	就労証明書(※1) →勤務開始後2週間以内に、就労証明書(※1)を再提出	◎
	d	世帯主(生計中心者)が失業(自己都合退職を除く)し、勤務内定有	就労証明書(※1) + 世帯主(生計中心者)の離職票等のコピー →勤務開始後2週間以内に、就労証明書(※1)を再提出	◎
	e	育児休業中	→入園月に復職予定	◎
	f	出産休暇中	→育休取得せず復職予定	
	g		→育休取得予定	
	h	求職活動中 勤務内定無	就職活動状況報告書 又は ハローワーク受付票のコピー →勤務内定後又は勤務開始後に、就労証明書(※1)を提出	◎
	i	疾病	診断書(原本)(※2)	
	j	障害	障害者手帳等のコピー(※3)	
	k	介護・看護	介護・看護状況申告書 + 以下からいずれか1つ 介護・看護を受けている方の診断書(原本) 介護・看護を受けている方の障害者手帳等のコピー(※3) 介護保険被保険者証のコピーとケアプランのコピー	◎
	l	就学	在学証明書 + 時間割表等	
	m	妊娠・出産	親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー	

※1…勤務先(自営業の方は本人)の方が記入してください。勤務日数・時間等が不規則な場合は、直近3か月分(産休・育休中の方は、産休前3か月分)のシフト表等(勤務日数・時間等の記載があるもの)を添付してください。

※2…お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。

※3…江戸川区に住民票がある方は不要です。ただし、状況によりご提出いただく場合があります。

＜自営業を証明する書類＞ AグループとBグループの中から各1点ずつ、計2点を提出してください。Bグループについては、育児のために自営業を休業している方は、休業前3か月分を提出してください。

Aグループ (事業所やお店の運営を確認できる書類)	Bグループ ※直近3か月分 (継続して働いていることが分かる書類)	
☐ 個人事業の開業届や営業許可書のコピー ☐ 自営中心者の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書、青色申告決算書等)のコピー ☐ 事業所やお店を開業していることが確認できるパンフレット、チラシ、ホームページ ☐ 事業所名が記載された公共料金の領収書のコピー ☐ 事務所やお店の賃貸契約書のコピー ☐ 履歴事項全部証明書 等	自営中心者	自営協力者
	☐ 営業上必要な材料等の仕入れ伝票(各月2、3枚ずつ)のコピー ☐ 商品等販売代金の請求書、領収書(各月2、3枚ずつ)のコピー ☐ 給与明細書・報酬の記録(振込先の通帳等)や賃金台帳のコピー ☐ 出勤記録(タイムカード等) 等	☐ 給与明細書・報酬の記録(振込先の通帳等)や賃金台帳のコピー ☐ 出勤記録(タイムカード等) 等

(3) その他の書類(該当する場合のみ)

祖父母(60歳未満)と同居又は同住所(別世帯でも、住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含む)	祖父母の保育の必要性を確認する書類(該当する方全員分) ※19ページの表の⑤のa～mをご確認ください。	
区立保育園の延長保育を希望する(12ページ参照)	江戸川区立保育園延長保育申込書 ＋ 延長保育用勤務証明書(該当する方全員分)	◎
生活保護受給中	生活保護証明書(※3)	
保護者やお子さん、又は同居家族(同住所の祖父母等を含む)が外国籍	在留カード(表/裏)のコピー(該当する方全員分) ※在留資格によっては、資格外活動許可書のコピーも必要です。	
妊娠中	親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー	
現在、お子さんを地域型保育事業や認証保育所、又は企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない	保育証明書 ※施設に記入を依頼してください(江戸川区内の認可保育施設に預けている場合は提出不要です)。 ※定期的に月160時間以上預けている方が対象です。	◎
転職予定がある	転職前(申し込み時点)の就労証明書(※1) ＋ 転職後(内定先)の就労証明書(※1)	◎
死亡、離婚(※4)、未婚、行方不明、拘禁等によりひとり親	次のうちいずれか一つ。 児童扶養手当又は児童育成手当の受給証明書のコピー(※3) ひとり親家庭等医療費助成医療証のコピー(※3) 離婚届受理証明書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書 等 ※戸籍謄本を提出する場合や児童扶養手当又は児童育成手当を受給していない方は、ひとり親世帯申立書も必要です。	
江戸川区外に住民票がある(※5)	住民票(マイナンバーが記載されているもの)の写し	

※1、※3は19ページ(2)の注釈をご確認ください。

※4…離婚調停中の方は個別にご相談ください。

※5…17ページの「江戸川区に転入予定がない方」に該当する方は不要です。

(4) 申し込み後、保育係へ届出が必要な場合

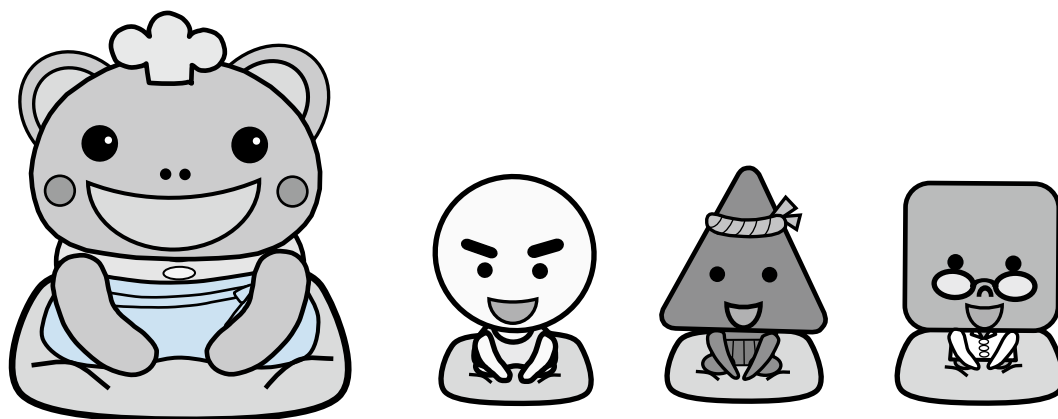
申込有効期間内に以下のような事由が発生した場合は、すみやかに書類を保育課保育係に提出してください(保育園への提出はできません)。各申込受付期間内に提出されたものが、該当の利用調整に反映されます。

※電子申請(ぴったりサービス)での提出が可能です。江戸川区ホームページからご利用ください。

事 由	提 出 書 類	
住所、氏名、電話番号や世帯状況(世帯員増減等)が変わった	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ※状況により追加で書類をご提出いただく場合があります。	◎
妊娠がわかった	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) + 親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー	◎
就労状況(就職・退職・復職・転職・勤務日数や時間等)に変更があった	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) + 就労証明書	◎
育児休業を取得・延長した	育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書	◎
希望園を変更・追加したい	希望園変更届 ※締切日は通常の入園申し込みと同様です。	◎
保育の必要性がなくなった	教育・保育給付認定取消申請書	◎
申し込みを取下げたい(入園/延長保育)	保育施設入園申込取下届 / 延長保育申込取下届	◎
内定を辞退したい(入園/延長保育)	保育施設入園内定辞退届 / 延長保育内定辞退届	◎

※入園月に入ってから内定辞退届が提出された場合は、その月の保育料又は延長保育料(1か月分)がかかります。

また、内定を辞退した場合は、申込書類がすべて無効になります。再度入園又は延長保育を希望する場合は、申込書類一式をあらためてご用意のうえ、お申し込みください。なお、一度内定辞退した入園の申し込みに対する「利用調整結果(入所保留)通知書」の発行は、いかなる場合もできません。



利用調整方法・利用調整指数

利用調整は、申込書類により確認した内容等に基づき利用調整指数(23～25 ページ参照)を適用し、世帯の合計指数が高い方から順に内定します。申し込みの順番と入園内定は関係ありません。また、申込者数が定員を超えた場合は、より保育が困難な方を総合的に判断して入園者を決定します。入園は、ご希望に沿えない場合がありますので予めご了承ください。なお、必要書類(18～21 ページ参照)の提出がない場合は、利用調整の対象外になります。

(1) 私立の保育施設と区立保育園の利用調整方法

私立と区立では、利用調整の方法が異なります。

◆**私立の保育施設**…原則として第1希望の方から順に、利用調整を行います。定員に満たない場合は、第2希望の方、第3希望の方、という順番で利用調整を行います(上位希望者優先)。ただし、家庭状況や保護者・児童の状況、園の受入体制等を考慮し、必要と認められる場合はこの限りではありません。

◆**区立保育園**……希望順位にかかわらず、すべての希望者で利用調整を行います。利用調整指数が高い方から順に内定します。(第1希望だから有利、第5希望だから不利ということはありません)。

※区立保育園・私立の保育施設とも、**希望園の数と利用調整結果は関係ありません**(1園のみ希望か、複数園希望かで、有利又は不利になることはありません)。**希望園の数に上限はありませんが、通える範囲内で記入してください。**記入方法は区のホームページをご確認ください。

(2) 世帯状況の変更による利用調整の見直し

利用調整は、**申し込み時の保護者の状況が入園時に変更しないこと**を前提に行います。世帯状況に変更があった場合は利用調整を見直します。その結果、内定にいたらない場合は、**内定取消又は退園になることがあります。**

- ・入園時の家庭状況等が変わった場合(結婚、離婚、出産等)
- ・就労状況等が変わった場合(勤務先・日数・時間や内定先、疾病・障害、介護・看護、就学の状況等)
- ・申し込み時の勤務先に復職できない場合
- ・退職した場合 等

※入園内定後、又は入園して間もない時期の転職の申し出は、原則として認めていません(利用調整での判定に関わるため)。

※申込書類に虚偽の記載内容等が判明した場合は、**内定取消又は退園になります。**

※申し込み時に勤務内定有で申し込みをした方は、入園希望月(翌月1日付を含む)までに勤務を開始する「就労証明書」の提出があった場合でも、利用調整は勤務内定の利用調整指数で行います。その後勤務を開始した場合は、勤務開始日以降の証明日が明記された「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」を、勤務開始後2週間以内に提出してください。

※入園児の世帯状況が申し込み時から変わる可能性がある場合は、速やかに保育課保育係へご連絡ください。

(3) 利用調整指数

$$\text{世帯の合計指数} = \text{父の基準指数(上限 50)} + \text{母の基準指数(上限 50)} + \text{調整指数}$$

1. 基準指数

保護者の状況（保育が困難な場合）						
番号	種類	細目		基準指数		
1	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態		50		
		月20日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態		45		
		月20日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態		40		
		月16日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態		40		
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態		35		
		月16日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態		30		
		月12日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態		30		
		月12日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態		25		
		月12日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態		20		
		上記以外の勤務（注意点a）		15		
内職	月12日以上、4時間以上の勤務を常態		15			
	上記以外の勤務（注意点a）		10			
2	出産	出産前後の休養のため保育が困難な場合 (出産予定月とその前後2か月の計5か月以内の実施)		出産期間のみ保育を希望 上記以外の場合	30 15	
		育児休業		育児休業取得中で育児休業対象児以外の申し込みの場合	10	
	3	疾病	入院1か月以上(予定を含む)		50	
居宅内療養			常時病臥	50		
			精神性	精神障害者保健福祉手帳3級程度以上 上記以外の程度	50 35	
				一般療養	安静を要する状態 通院加療のため保育にあたることができない状態	30 20
			障害		身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳3度以上を所持 身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下、愛の手帳4度を所持 身体障害者手帳4級以下を所持	
4				介護・看護 (病院・施設付添い)	月20日以上、7時間以上の付添い	
		月20日以上、5時間以上7時間未満の付添い			45	
		月20日以上、4時間以上5時間未満の付添い			40	
		月16日以上、7時間以上の付添い			40	
	月16日以上、5時間以上7時間未満の付添い		35			
	月16日以上、4時間以上5時間未満の付添い		30			
	月12日以上、7時間以上の付添い		30			
	月12日以上、5時間以上7時間未満の付添い		25			
	月12日以上、4時間以上5時間未満の付添い		20			
	介護・自宅看護	重度障害者(身体障害者手帳1・2級)等により全介護が必要 常時観察及び介護(食事・排泄・入浴の介護)が必要 上記以外の介護(自宅外介護を含む)が必要		50 40 20		
送迎		病院・心身通園施設等の送迎		15		
5		災害	災害等により自身の家屋の損傷、復旧等のため保育にあたることができない場合(6か月以内の実施)		50	
6	災害復旧	災害復旧活動のため、外出を常態(6か月以内の実施)		注意点b		
7	勤務内定	勤務が内定している場合（注意点c）		20		
8	求職中	求職のため、外出を常態(3か月以内の実施)		10		
		世帯主(生計中心者)が失業(自己都合を除く)し、求職のため外出を常態(3か月以内の実施)		注意点d		
9	就学等	就学・技術習得等のため保育にあたることができない場合		注意点b		
10	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等		50		
11	上記に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合			注意点e		

基準指数の注意点

- 【上記以外の勤務】は利用調整のみの適用とし、月 48 時間に満たない場合、認定は求職活動になります。
- 番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。
- 入園希望月の翌月 1 日までに月 48 時間以上の勤務が内定していて、「就労証明書」の提出があった場合は、番号 7 の勤務内定を適用します。
- 離職票等で離職日から 3 か月以内かつ退職理由が会社都合と確認できた場合は、入園希望月(翌月 1 日付を含む)までに月 48 時間以上の勤務を開始する「就労証明書」の提出により、番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。
- 番号 1～6 を適用します。

《その他》

- 勤務時間は休憩時間を除きます。勤務日数・時間等が不規則な場合は、シフト表等に基づき利用調整指数を適用します。
- 「就労証明書」の就労日数や給与等により実績を確認し、整合性がとれない場合は、番号 7 の勤務内定を適用します。
- 外国籍の方で、在留資格と「就労証明書」の内容に整合性がとれない場合は、減点になります。
- 勤務している方で出産予定がある場合は、産休後の予定により利用調整指数が異なります。
- 入園希望月(翌月 1 日付を含む)までに育児休業が終了、又は育児休業を短縮し復職する場合は、番号 1 の居宅外(内)労働を適用します。ただし、復職後 2 週間以内に復職日以降の証明日が明記された「就労証明書」、又は育児休業延長後 2 週間以内に「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」の提出がない場合は、番号 8 の求職中を適用します。
- 基準指数で適用される番号は原則として 1～11 の中のひとつです。ただし、申し込み状況によって複数適用される場合があります。

2. 調整指数

番号	条 件	指数	
1	生活保護世帯	+10	1～2 重複適用 しない
2	ひとり親世帯で同居又は同居所の祖父母がいない場合 (注意点a)	+10	
3	同居又は同居所の祖父母(60歳未満)が無職又は求職中の場合 (注意点a)	-6	
4	未就学児が3人以上いる場合	+1	4～9 重複適用 しない
5	双生児以上の申し込みの場合	+1	
6	申込児(転園申込児を含む)のきょうだいが入園を希望する保育施設に在園中、又は4月入園の利用調整時にきょうだいがすでに内定している場合 (注意点b)	+6	
7	育児休業取得により一時退園し、育児休業終了後に再入園の申し込みをする場合 (注意点c)	再入園申込児	
		再入園申込児のきょうだい	
8	申込児を江戸川区の保育ママに預けている場合 【4月入園の1歳児クラスで区立保育園の利用調整時のみ適用】 (注意点d)	+6	
9	申込児を認可保育施設又は認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない場合【保育証明書を提出した場合で4月入園の利用調整時のみ適用】(注意点e)	+1	
10	区外在住者(転入予定がある方を除く) (注意点f)	-10	
11	保護者が身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳4度以上もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持し、勤務を常態としている場合 (注意点g)	+1	
12	保護者が聴覚・言語障害者3級以上の場合	+1	

調整指数の注意点

- 【同居又は同居所】は、別世帯でも住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含みます。
- きょうだいが同じ入園希望月に他の保育施設へ転園の申し込みをして、転園が内定した場合は、対象外になります。
- 出産月の前後 2 か月の間に、育児休業取得に伴い退園し、復職する時に退園児(上の子)と同時にきょうだいを申し込む場合にのみ適用します。
- 区立保育園の利用調整時のみ適用します。私立の保育施設の利用調整時には適用しません。
- 連携施設が設定されている地域型保育事業は、対象外になります。連携施設については、43 ページをご覧ください。
また、【認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方】は、定期的に月 160 時間以上預けている方のことをいいます。
- 【転入予定がある方】は、転入先住居の「賃貸借契約書」又は「売買契約書」のコピー等を提出できる方のことをいいます。
- 基準指数が番号 1 の場合に限りです。また、【勤務を常態】は月 48 時間以上の勤務を常態とし、かつ今後も同等以上の勤務が見込まれる場合のことをいいます。

3. 総合調整指数

番号	条 件	指数
1	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合	+1～40

※1～3 の利用調整指数は、申し込み時の世帯状況(申込受付期間中の提出書類の内容等)で決定しますが、入園以降も就労等の内容に変わりがないことを前提としています。

※世帯状況が申し込み時から変わった場合は、利用調整を見直します(22・26 ページ参照)。申し込み時の勤務先に復職できない場合や退職した場合は、入園の取消し又は入園月の月末で退園になることがあるためご注意ください。

※証明書等について、就労先事業者等に無断で作成し、または改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
※保育料の未納がある世帯は、金額の大小に関わらず、納付があるまで利用調整の対象外となります。

【指数が同点になった場合】

利用調整指数が同位指数のときは、保護者の状況、経済状態、家庭環境等を総合的に勘案して利用調整を行うものとします。比較する主な項目は下記のとおりです。※項目の順番は、優先される順位ではありません。

保護者が江戸川区民である(転入予定がある方を含む)
保護者いずれかが単身赴任や海外出張等がある(入園後6か月以上不在の場合)
ひとり親の世帯
同一世帯における18歳未満のお子さんの数
申込児を江戸川区の保育ママに預けている(4月入園の1歳児クラスの利用調整時のみ該当)
就労実績の有無(直近3か月の就労日数や給与等の実績、課税情報等をもとに判断)
就労等の拘束時間(就労の場合は、通勤時間と残業時間を除いた始業から終業までの時間)
基準指数が高い
申込児を認証保育所等に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない(4月入園の利用調整時のみ該当)
新規の申し込み・転園の申し込み(原則として、転園の申し込みより新規の申し込みを優先)
保護者の収入(世帯の合計収入)
祖父母の状況

【区立保育園の延長保育の実施に伴う利用調整基準指数】

番号	保 護 者 の 状 況				指数
1	居宅外労働	基準指数	18：30 以降、保育が困難	月 20 日以上	5
				月 16 日以上	4
				月 12 日以上	3
				上記以外	1
		加算指数	18：30 以降、延長保育申込児が、延長保育申し込み時に月 12 日以上有料保育を利用している	2 (世帯単位)	
2	居宅内労働	基準指数	18：30 以降、保育が困難	月 20 日以上	4
				月 16 日以上	3
				月 12 日以上	2
				上記以外	1
				3	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等のため、保護者いずれかが不存在
4	保護者が以下①～⑤のいずれかの状況にある場合は、上記の番号 1 及び 2 を適用します。 ①疾病・障害のため、保育が困難 ②自宅介護・看護、又は病院・施設の付添い介護・看護のため、保育が困難 ③病院・心身通園施設等の送迎のため、保育が困難 ④災害等により自身の家屋の損傷、その他災害復旧活動のため、保育が困難 ⑤就学・技術習得等のため、保育が困難				
5	特に必要があると区長が認めた場合				1～5

※現在育児休業を取得中の方など、直近3か月の就労実績がない方は、延長保育の基準指数は1となります。

（４） 育児休業中の方の申込方法・復職・利用調整指数

育児休業とは、育児・介護休業法等に基づく休業のことをいいます。

それ以外の休業中の方は、原則として利用調整指数は求職活動扱いになります。

なお、育児のために自営業を休業している方は、「就労証明書」と「自営業を証明する書類(Bグループについては、休業前3ヵ月分)」、を提出してください(20ページ参照)。書類の提出がない、又は休業前の実績等が確認できない場合は、利用調整指数は求職活動扱いになります。

育児休業中の方は、よくご確認のうえ、お申し込みください。



《申込方法》

- ・育児休業の対象児は、原則として育児休業からの復職予定月(翌月1日付を含む)を入園希望月として申し込むことができます。ただし、育児休業を短縮できる場合は、復職予定月が入園希望月の翌月以降でも、申し込むことができます。あわせて、「家庭状況書」の『復職誓約』への記入も必要です。

・育児休業からの復職予定で申し込みをして、入園できなかった場合は、その後の状況に応じて以下の書類を提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整は求職中の利用調整指数(23ページ参照)で行います。

①育児休業を延長…「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」

②復職……………「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」

※「就労証明書」等は、育休延長後又は復職後に勤務先が記入したものを、2週間以内に提出してください。

※育児休業給付金の支給申請や支給期間の延長手続きの際、「保育所等の利用ができない証明」と

「保育所等の利用申込書の写し」が必要となります。詳細は管轄のハローワークへご相談ください。

育児休業給付金について
こちらから詳細を
ご確認ください→



《復職》

- ・育児休業からの復職とは、「申し込み時に提出した就労証明書の勤務先に復職すること」をいいます。
※勤務日数・時間とも、申し込み時と同等以上が必要です。
- ・育児休業からの復職予定で申し込みをした方は、入園月の末日(翌月1日付を含む)までに復職できない場合、内定取消又は退園になります。また、復職後2週間以内に、復職日以降の証明日が明記された「就労証明書」の提出がない場合も、退園になります。
- ・育児休業中又は育児休業終了後に勤務先を退職・転職した場合は、利用調整を見直します。その結果、内定にいたらない場合は、内定取消又は退園になります。

《利用調整指数》

「就労証明書」のNo.6【就労時間】欄及びNo.16【固定給与額】欄には、短時間勤務制度利用前の契約・規則上の金額や就労日数・時間等を記入してください。No.6【就労時間】欄に記載の就労日数・時間等に基づき、利用調整指数(23ページ参照)を適用します。

※「就労証明書」のNo.12【育児のための短時間勤務制度利用有無】欄の就労時間が月48時間以上の場合に限りです。

在籍期間中の届出

(1) 入園後の届出

入園後、申し込み時の保護者の状況が変更ないことを確認するため、「通園要件確認書類(就労証明書等)」を提出していただくことがあります(下表参照)。状況が申し込み時から変わった場合や書類の提出がない場合は、退園になることがあります。

※4 月入園の場合は、原則すべての世帯に提出していただきます(結果通知にご案内を同封しています)。

申し込み時の 保護者の状況	認定事由	提出書類	注 意 事 項 ※各証明書の証明日はすべて入園日以降
就労	就労	就労証明書	勤務先が記入したもの。
就労 (勤務内定有)			勤務開始後に、内定先(勤務先)が記入したもの。 ※月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務が必要です。
産休・育休 から復職			復職後に、勤務先が記入したもの。 ※申し込み時と同等以上の勤務日数・時間で復職してください。
就労 (月 48 時間に 満たない勤務)	求職活動	就労証明書	月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務開始後に、勤務先が記入したもの。なお、月 48 時間に満たない場合は、引き続き求職活動扱いになります。
求職活動中 (勤務内定無)		就労証明書 又は 就職活動状況報告書	勤務開始後に、勤務先が記入したもの。 ※求職活動の認定で通園できる期間は 3 か月です。3 か月目の 15 日までに就労証明書(勤務内定不可)の提出がない場合は、3 か月目の末日で退園になります。 ※月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務が必要です。
疾病・障害	疾病 障害	診断書(原本) 又は 障害者手帳等のコピー(※1)	診断書は、入園日以降の証明日でお子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。
介護・看護	介護 看護	介護・看護状況申告書	入園日以降に入園後の状況を記入したもの。 ※以下からいずれか 1 つを添付してください。 〔 介護・看護を受けている方の診断書(原本) 介護・看護を受けている方の障害者手帳等のコピー(※1) 介護保険被保険者証のコピーとケアプランのコピー
就学	就学	在学証明書と時間割表等	入学(進学)後に記入されたもの。
出産後に就労 (勤務内定有)	妊娠 出産	就労証明書	勤務開始後に、内定先(勤務先)が記入したもの。 ※月 48 時間以上(休憩時間を除く)の勤務が必要です。

※1…江戸川区に住民票がある方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。

(2) 認定及び通園の要件・退園

《認定及び通園の要件》

入園後は、申し込み時の保護者の状況が概ね続いていることが、通園要件になります。また、通園できる期間は、小学校に入学する年の3月末日まで又は満三歳以後の3月末日までの間で保護者が希望する期間ですが、要件がなくなった場合は、退園になります。

《退園》

在園中に以下①～④のいずれかに該当した場合は、月末での退園になります。

- ①2 か月以上にわたり保育施設への通園がなく、保育の必要性が認められない(保育係へご相談ください)。
- ②江戸川区外に転出した ※引き続き通園できることがあります(保育係へご相談ください)。
- ③定期的に確認する「通園要件確認書類(就労証明書等)」の提出がない(認定事由の確認ができない)。
- ④退職等で、家庭での保育ができるようになった。

※②又は④の理由で退園する場合は、月末までに「退園届」と「教育・保育給付認定取消申請書」を提出してください。退園届の提出等により月の途中で通園を辞めた場合でも、保育料は(1 か月分)がかかります。

(3) 通園継続の手続き(通園継続の審査)

子ども・子育て支援法に基づき、毎年1回すべての世帯に通園継続の審査を行います。「家庭状況届」と「通園要件確認書類(就労証明書等)」を提出していただき、保育の必要性を確認します。確認できない場合は、退園になることがあります。



(4) 在園中の届出

家庭状況等に変更があった場合は、届出が必要です。下記に該当する書類を、保育課保育係又は在園中の保育施設に提出してください。太字下線の書類は、保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。なお、状況により、追加で書類を提出していただくことがあります。

※「就労証明書」等は、勤務開始後又は復職後に勤務先が記入したものを、2週間以内に提出してください。

※認定事由の変更は、事実発生日又は書類提出日のいずれか遅い方の翌月からになります。ただし、一部の変更(結婚や求職活動への変更等)は、原則として事実発生日の翌月からになります(1日付は当月から)。

※電子申請(ぴったりサービス)での提出が可能です。江戸川区ホームページからご利用ください。

変 更 内 容		提 出 書 類 ①教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ②お手持ちの支給認定証
家庭状況	江戸川区内で転居した	① + ②
	江戸川区外に転出した	② + <u>退園届</u> + <u>教育・保育給付認定取消申請書</u>
	家族構成・世帯員が変わった	① + ②
	結婚した(未届を含む)	① + ② + (配偶者の) <u>就労証明書</u> (※1)等
	離婚が成立し別居した	① + ② + ひとり親を証明する書類(20ページ参照)
	妊娠がわかった	① + ② + 親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー
	出産した	①のみ
	その他(氏名が変わった等)	① + ② ※状況により異なります。保育課保育係にご相談ください。
就労状況等	就職した	① + ② + <u>就労証明書</u> (※1)
	離職した	① + ②
	転職した	① + <u>就労証明書</u> (※1)
	勤務日数・時間等が変わった	<u>就労証明書</u> (※1)
	出産休暇後すぐ復職した	① + ② + <u>就労証明書</u> (※1)
	育児休業を取得・延長した	② + <u>育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書</u>
	育児休業から復職する	【復職月の前月】① + ② 及び 【復職後】 <u>就労証明書</u> (※1)
	病気になった	① + ② + 診断書(原本) ※保育することが困難である具体的な内容の記載が必要
	障害者手帳等が交付された	① + ② + 障害者手帳等のコピー(※2)
	同居家族の介護・看護をする	① + ② + <u>介護・看護状況申告書</u> + 介護・看護を受けている方の診断書等
	就学した	① + ② + 在学証明書 + 時間割表
その他	保育の必要量を変更したい	① + ②
	延長保育をやめたい(区立保育園)	<u>延長保育実施辞退届</u>
	退園したい	<u>退園届</u> + <u>教育・保育給付認定取消申請書</u> (※3)
	支給認定証を紛失・破損した	<u>教育・保育給付認定再交付申請書</u>

※1…勤務先(自営業の方は本人)が記入してください。勤務日数・時間等が不規則な場合は、直近3か月分(産休・育休中の方は、産休前3か月分)のシフト表等(勤務日数・時間等の記載があるもの)を添付してください。

また、自営業の方は「自営業を証明する書類」のAグループをあわせて提出してください(20ページ参照)。

※2…江戸川区に住民票がある方は提出不要です。

※3…保育の必要性がなくなった場合のみ、提出してください。

MEMO

区役所で申し込みができる
保育施設及び事業

保育の必要性の認定

入園（転園）
申し込みの

必要書類

利用調整方法・
利用調整指数

在園期間中の届出

保育料

江戸川区の
保育サービス

お知らせ

認可保育施設
エリア別マップ

保育料

保育料は1か月単位で、月の初日に保育施設に在園している場合は、その月の保育料(1か月分)がかかります。
区立保育園・私立の保育施設とも同額です(延長保育料を除く)。

幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設に通う3歳から5歳児クラスのお子さん、又は住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスのお子さんの保育料は無料です(延長保育料を除く)。

(1) 保育料の決定

保育料は、保護者(別住所の保護者や内縁者等を含む)の特別区民税額をもとに、入園(内定)後に区が算定します(特別区民税額が確認できない場合は、最高額で決定します)(34ページ参照)。

保育料の算定は4月と9月の年2回行い、毎年9月に算定のもとになる特別区民税額の年度を切り替えます。
※保育料の算定のもとになる特別区民税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を適用する前の税額です。住民税の決定通知書の金額とは異なることがあります。

令和7年度の保育料	算定のもとになる特別区民税所得割額
令和7年4月から令和7年8月分	令和6年度の特別区民税所得割額 (令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入による)
令和7年9月から令和8年3月分	令和7年度の特別区民税所得割額 (令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入による)

(2) 住民税が未申告等の場合

住民税が未申告等で、特別区民税額が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度として**、さかのぼって保育料を変更します。

※令和7年度の住民税の申告は、令和7年2月17日(月)～令和7年3月17日(月)の日程で行います(予定)。

《住民税の申告についての問合せ先》 課税課課税第一係、課税第二係(区役所4階2番窓口)

電話：5662-1008、5662-1009

※ご注意ください※

住民税額の更正等で税額が変更となり、保育料が減額又は増額になる場合は、**現年度内に限り**保育料の再算定を行います。**現年度を過ぎて税更正がわかった場合には再算定を行うことはできません。**

また、再計算の結果、保育料が変更とならない場合もあります。

(3) マイナンバーによる情報照会

江戸川区外で住民税が賦課されている場合は、その自治体に、マイナンバーによる情報照会を行います。江戸川区外にお住まいの(住民票がある)保護者の方には、マイナンバー確認書類を提出していただくことがあります。なお、保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、速やかに保育課保育係へご連絡ください。

※保育料の決定に必要な情報等が確認できない場合は、追加で税書類等を提出していただくことがあります。

(4) 海外からの転入・保護者いずれかが海外に在住の場合

住民税相当額を算出するため、入園(内定)後に「収入申告書(江戸川区指定の書式)」や「源泉徴収票」のコピー等を提出していただくことがあります。

(5) 保育料の納付

《認可保育園(区立・私立)の場合》

原則として、保育料は口座振替です。納付期限は、毎月月末(土・日・祝日の場合は、翌営業日)です。

※保育料の納付がない場合は、督促や催告、又は地方税の滞納処分の例により、給与の差押え等の滞納処分を行うことがあります。また、児童手当法に基づき、児童手当から特別徴収することがあります。

《認定こども園(保育園部分)・地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育)の場合》

保育料は、各保育施設及び事業者 directly 納付します。納付方法等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。

(6) 保育料の負担軽減 ※令和5年10月から、第2子以降無償化しました。

0歳から2歳児クラスのお子さんで、以下に該当する場合は、保育料の負担が軽減されます(延長保育料を除く)。

軽減内容	対象世帯	対象児童	軽減後の保育料	必要書類
多子世帯の負担軽減	①現に監護しており生計を同一にしているお子さんが2人以上いる世帯 ②C階層～D23階層	第2子以降	無料	原則なし(※1)
要保護世帯の負担軽減	ひとり親世帯等(※2)で下記に該当			
	C階層～D3階層 ※特別区民税所得割(保護者の合算) 48,600円未満	第1子	階層上の保育料から1,000円減額後に半額	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、療育手帳、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給証明書のコピー(※3)
	D4階層～D6階層 ※特別区民税所得割(保護者の合算) 48,600円以上77,101円未満	第1子	階層上の保育料から半額	

※1…別世帯のお子さんがある場合は、「多子世帯状況申告書」と「戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)」等を提出してください。申告書は区のホームページからダウンロードできます。

※2…ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・療育手帳を所持する方がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯のことをいいます。

※3…江戸川区に住民票がある方は提出不要です。なお、状況により提出していただくことがあります。

(7) 保育料の減額・免除

個別のご案内はしておりません。ご希望の方は「利用者負担額減額(免除)申請書」をよくご確認のうえ、申請してください。申請書は、保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。

※電子申請（ぴたりサービス）での提出も可能です。江戸川区ホームページからご利用ください。

《減額》

以下に該当する場合は、保育料が減額になることがあります。「利用者負担額減額(免除)申請書」に必要書類を添付して、保育課保育係に提出してください。なお、計算の結果、減額にならない場合もあります。

- ・保育料の減額は、**申請書受付日の翌月(1日付は当月)から適用**となります。
- ・保育料の未納がある場合は、**適用されません**。

減 額 理 由	必 要 書 類	減額期間
その年に、主たる稼働者が失業(自己都合退職を除く)したため	離職票(ハローワーク等に提出する前)等のコピー 退職金等の支払通知書等のコピー	3 か月間
その年に、転職・病気(復職が困難)等で世帯収入が著しく減ったため(産休・育休・求職活動中等を除く)	父母等保護者の減額申請前 3 か月分の給与明細書のコピー 父母等保護者の前年の収入額と賞与額が確認できる書類 ※病気(復職が困難)の場合は、診断書(原本)が必要です。	3 か月間
その年に、出産等で扶養家族が増えたため	親子(母子)健康手帳(出生届出済証明のページ)のコピー	算定年度内
同一世帯内(在園児を含む)に、身体障害者手帳 1～2 級・精神障害者保健福祉手帳 1～3 級・愛の手帳 1～3 度を所持する方、熟年者激励手当の受給者がいるため	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、療育手帳のコピー(江戸川区民の方は原則提出不要) 熟年者激励手当の受給証明書のコピー	算定年度内
その年に、病気等で多額の医療費を支払ったため	医療費の領収書、保険金の支払通知書等のコピー 高額療養費の支払通知書等のコピー(該当する方のみ)	算定年度内
その年に、その他特別な理由があるため	状況により異なります。保育課保育係にご相談ください。	

《免除》

お子さんが病気等で月の初日から 1 か月以上通園できない場合(里帰り出産等、保護者都合を除く)は、**原則として事前に申請することで、保育料が免除になります**。「利用者負担額減額(免除)申請書」に「診断書(通園することが困難である具体的な内容)」等を添付して、該当月の前月末日までに提出してください。**免除になる期間は最長 2 か月間で、一日も登園がない月に限ります**。また、該当月に入ってから提出された場合は、原則として免除になりません。提出が難しい状況の場合には、あらかじめご相談ください。

【令和7年度 保育料基準額表】※令和5年10月から第2子以降無償化を実施（延長保育料を除く）

階 層	所 得 等 の 条 件		保 育 料	区立保育園の延長保育料					
			0歳～2歳児 クラス	0歳～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳～5歳児 クラス			
			第1子						
A	生活保護世帯		0	0	0	0			
B	住民税非課税世帯								
C	住民税均等割のみの世帯		1,900	700	700	700			
D1	特 別 区 民 税 所 得 割 額 (保護者の合算)	5,000 円 未満の世帯	2,400						
D2		5,000 円 ～ 15,000 円 未満の世帯	3,100						
D3		15,000 円 ～ 48,600 円 未満の世帯	6,800						
D4		48,600 円 ～ 51,600 円 未満の世帯	8,400				900	900	900
D5		51,600 円 ～ 60,000 円 未満の世帯	9,500						
D6		60,000 円 ～ 77,101 円 未満の世帯	15,600				1,500	1,400	1,400
D7		77,101 円 ～ 97,000 円 未満の世帯	19,400				1,900		
D8		97,000 円 ～ 115,000 円 未満の世帯	21,800				2,100		
D9		115,000 円 ～ 135,000 円 未満の世帯	24,000				2,300	1,500	1,500
D10		135,000 円 ～ 150,000 円 未満の世帯	25,900				2,500	1,700	1,600
D11		150,000 円 ～ 169,000 円 未満の世帯	27,900				2,700	1,800	1,800
D12		169,000 円 ～ 184,000 円 未満の世帯	29,700				2,900	1,900	
D13		184,000 円 ～ 198,000 円 未満の世帯	31,500				3,100	2,000	
D14		198,000 円 ～ 215,000 円 未満の世帯	33,000				3,200	2,100	
D15		215,000 円 ～ 235,000 円 未満の世帯	34,700				3,400	2,200	
D16		235,000 円 ～ 255,000 円 未満の世帯	36,300				3,500		
D17		255,000 円 ～ 270,000 円 未満の世帯	37,800				3,700		
D18		270,000 円 ～ 285,000 円 未満の世帯	39,100				3,800		
D19		285,000 円 ～ 301,000 円 未満の世帯	40,700				4,000		
D20		301,000 円 ～ 340,000 円 未満の世帯	44,100				4,300		
D21		340,000 円 ～ 397,000 円 未満の世帯	49,700				4,800		
D22		397,000 円 ～ 425,000 円 未満の世帯	54,600				5,300		
D23		425,000 円 以上の世帯	58,500	5,700					

■上記の基準額表は月額です。

■保育標準時間・保育短時間ともに同額です。

■3歳から5歳児クラスの保育料は、令和元年10月から無償化されました（延長保育料を除く）。

※現に監護しており生計を同一にしているお子さん（年齢制限なし）が2人以上いる場合は、保育料は最年長のお子さんから数えて、第2子以降は無料になります。

※祖父母と同居又は同住所（別世帯でも、住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含む）の方には、祖父母の税書類等を提出していただくことがあります。

※住民税が未申告等で、特別区民税所得割額が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度として、さかのぼって保育料を変更します。現年度を過ぎて税更正がわかった場合には再算定を行うことはできません。**また、再算定の結果、保育料が変更とならない場合もあります。

江戸川区の保育サービス

(1) 保育ママ

0 歳児クラスは愛情たっぷり

保 育 マ マ

区の認定を受けた「保育ママ」が
赤ちゃん一人ひとりに愛情深く
家庭的な雰囲気の中で
安心・安全な保育を行っています



《保育ママってどんな人？》

子育て経験があるか、保育士・幼稚園教諭・助産師等の資格を持つ女性で、救命講習含む 150 時間以上の研修を満了し、適性を認められた上で区の認定を受けています。

《預かれる赤ちゃんは？》

生後 9 週目(57 日目)から 1 歳未満(1 歳になってからその年度末まで)の健康なお子さん

《どんな人が預けられるの？》

就労・病気・就学・介護・求職や出産などで日中保育が困難な方

《令和 7 年 4 月利用開始の申込受付期間》

* 令和 7 年 5 月以降の利用開始分の申込受付は随時行っています。



動画で紹介！

【1 回目】 令和 6 年 12 月 20 日(金)～令和 7 年 1 月 9 日(木)

【2 回目】 令和 7 年 2 月 12 日(水)～令和 7 年 2 月 14 日(金)

※受付期間前に保育課窓口で保育ママ制度の説明を聞き、申込用紙を受け取ってください。

※認可保育施設との併願が可能です。その場合、就労証明書は写しで対応します。

《利用時間》 基本時間 8:30～17:00

時間外保育 7:30～8:30、17:00～18:00(18:00～19:00)

※保育時間は、勤務時間＋通勤時間です。時間外保育は、申し込み時にご相談ください。

《休日》 日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)の他、保育ママの年次休暇

《利用料金》 基本料金(月額) 14,000 円(第 2 子以降保育料は無償)

雑費(月額) 3,000 円(光熱水費・消耗品費)

時間外保育料(1 時間) 400 円(7:30～8:30、17:00～18:00)

800 円(18:00～19:00)

保育ママのいいところ

少人数で

家庭的な預かりなので、赤ちゃんのペースに合わせた保育が可能です。まるでうちにいるみたいに安心して過ごすことができます。

ゆたかな経験

育児での不安や分からないことは、何でも保育ママに相談してください。経験豊富な保育ママたちが、子育ての悩みや成長の喜びを共有します。

希望の時期に

年度初めからの利用でなくても、お仕事開始時期に合わせて随時お申し込みを受け付けております。

美味しい給食

粉ミルクと離乳食（3回食へ進んだ乳児の昼食）を無償で提供しています。

ベビーセンサ

睡眠チェック用の乳児用体動センサを活用して、睡眠中の赤ちゃんを安心・安全に見守っています。

次年度は保育園へ

保育ママを利用していると、区立保育園4月入園利用調整指数として、6点が加算されます。

《必要書類》

1. 保育ママ乳児委託申込書
2. ①～⑧のいずれかの書類
 - ① 会社等にお勤めの方は、「就労証明書」※シフト勤務の方は3ヶ月分のシフト表
 - ② 自営などの方は、「就労証明書」と確定申告書の写し
 - ③ 親族が経営する企業にお勤めの方は「就労証明書」と源泉徴収票の写し
 - ④ 入院・自宅療養中の方は、診断書または証明書等 ※保育が困難である旨の記載
 - ⑤ 在学中の方は、在学証明書と時間割（入学予定の方は、合格証と時間割等）
 - ⑥ 介護・看護の方は、「介護・看護状況報告書」と介護・看護を受けている方の診断書・障害者手帳・ケアプラン等
 - ⑦ 求職活動中の方は、「求職活動申出書」
 - ⑧ 産休要件の方は出産予定日の確認が出来るもの
3. お子さんの「親子健康手帳（母子健康手帳）」

《問合せ先》 保育課保育ママ係(区役所2階5番窓口)
電話：5662-0072

《受付時間》 月～金曜日 8:30～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



(2) 区立保育園の緊急一時保育

保護者が入院(出産や病気等)のために、家庭での保育ができない場合、緊急に保育が必要なお子さんをお預かりする緊急一時保育を、すべての区立保育園で行っています。申し込み先は、保育課保育係です。

《対象》江戸川区内在住の1歳から就学前の健康なお子さんで、祖父母等の支援が得られない場合

※離乳食の対応をしていないため、通常給食が食べられないおさんは、利用できません。

《利用期間・料金》保護者の入院期間中(最長1か月) 1日につき1,000円

※月～土曜日7:30～18:30の間で保育が必要な時間

《申込受付期間》出産予定日や入院予定日の1か月前から申し込むことができます。詳しくはお問合せください。

※保育園で面接等を行ってから利用を開始しますので、受付をしてから最短でも数日かかります。

※保育園の状況により、ご希望に添えないことがあります(特に3・4・5月は、利用できないことがあります)。

《問合せ先》保育課保育係(区役所2階5番窓口) 電話:5662-0066

《受付時間》月～金曜日 8:30～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

区立保育園では、就学前のお子さんを育てている方に、子育て支援事業を行っています。
参加をご希望の方は、お近くの区立保育園に直接お問合せください。

【子育て支援事業】

- ・保育園にあそびにきませんか(親子でふれあいあそび・手遊び・体操等)
- ・親子deチャレンジ(保育体験) ・プール開放(夏季限定) ・育児相談
- ・子育て情報発信 ・園庭開放

※子育て支援事業に参加された方には、「子育て安心パスポート」を配布しています。



(3) 一時保育

一部の私立の保育施設や子育てひろば等で、健康で集団保育が可能な就学前のお子さんを、保護者の通院やリフレッシュ等の理由で一時的にお預かりします。利用時間や料金等は、施設ごとに異なります。なお、事前に登録が必要です。詳しくは各施設に直接お問合せください。



詳細はこちら

施設区分	地区	施設名	所在地	電話番号	利用年齢
私立の 保育施設	小松川	光徳保育園	平井 6-53-7	3618-0511	8か月前後～就学前
	中央	ゆずりは保育園	大杉 3-23-17	6231-5400	1歳～就学前
		ほほえみ保育園 分園	中央 1-1-15	5661-2333	1歳～就学前
	小岩	ルーテル保育園	南小岩 3-6-8	3650-2540	6か月～就学前
		富士見保育園	北小岩 2-15-8	3657-0515	1歳～就学前
	東部	ルンビニー保育園	江戸川 3-8	3670-0134	1歳～就学前
	葛西	アスク東葛西第二保育園	東葛西 6-37-20	5659-0150	1歳～就学前
		マリヤ保育園	船堀 2-19-4	3688-6645	1歳～就学前
認定 こども園	葛西	葛西めぐみこども園	北葛西 2-12-13	6808-7121	1歳～就学前
		ブレスクール仲よしこども園	中葛西 4-12-15	5659-0260	4か月～就学前
		ブレスクール第2仲よしこども園	中葛西 3-3-6	3680-8636	4か月～就学前
	中央	ニコニコ保育園えどがわ	中央 1-15-24	5879-4513	1歳～2歳
企業主導型 保育所	葛西	すくすく保育園船堀園	船堀 4-7-13 1階	5878-0136	6か月～2歳
		おれんじハウス中葛西保育園	中葛西 6-17-9	5878-0501	4か月～就学前
		仲よし駅前保育園	中葛西 3-35-1 2階	3680-8497	4か月～2歳
	小松川	共育プラザ平井	平井 7-21-6	3618-4031	1歳～就学前
子育て ひろば	中央	共育プラザ中央	松島 1-38-1	5662-7661	1歳～就学前
		共育プラザ之江	之江 3-13-7	3652-5911	1歳～就学前
		共育プラザ南小岩	南小岩 4-5-8	3673-2206	1歳～就学前
	小岩	共育プラザ小岩	北小岩 2-14-17	3672-0604	1歳～就学前
		共育プラザ南篠崎	南篠崎 3-12-8	3678-8241	1歳～就学前
	葛西	共育プラザ葛西	宇喜田町 175	3688-8611	1歳～就学前

※令和6年8月1日時点の情報となります。最新の状況は区ホームページをご参照ください。

(4) 児童発達支援センター

1歳6か月から就学前のお子さんを対象に、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援事業を行っています。申込方法や利用料金等、詳しくは施設に直接お問合せください。※土・日・祝日・年末年始を除く

施設名	所在地	電話番号	利用日時
発達相談・支援センター	平井 4-1-29 (小松川区民館隣)	5875-5321	月～金曜日 8:30～17:00 (サービス提供時間 9:30～16:30)
篠崎児童発達支援センター	篠崎町 3-18-5	6231-8017	月～金曜日 9:00～16:30 (サービス提供時間 9:30～16:00)
葛西児童発達支援センター	宇喜田町 175 (共育プラザ葛西内)	3688-8613	月～金曜日 9:00～16:30 (サービス提供時間 9:30～16:00)

(5) 育成室

心身の発達に心配や遅れのある1歳6ヶ月から就学前のお子さんを対象に、集団や個別で発達支援（療育）を実施しています。保護者と一緒に通っていただき、楽しく遊びながら日常生活に必要な動作や知識技能の習得並びに集団生活への適応を支援しています。詳しくは各施設に直接お問合せください。

地区	施設名	所在地	電話番号	利用日時
小岩	小岩育成室	北小岩 2-14-17(共育プラザ小岩内)	3672-0614	営業日 月～金曜日 9:00～16:30 サービス提供時間 9:30～16:00 ※土・日・祝日・年末年始 (12/28～1/4)を除く
中央	鹿本育成室	本一色 2-10-15	3651-3776	
葛西	臨海育成室	臨海町 2-2-2	5679-8115	

(6) 病児・病後児保育

病気の治療中や回復期にあり、まだ集団生活が困難な生後6か月から小学校3年生のお子さんを、医療機関の附帯施設等でお預かりします。医師の許可が必要です。また、麻しん等の感染症や入院が必要な場合は、利用できません。詳しくは各施設に直接お問合せください。

《利用料金》 無料（保育料）

《利用時間》 8:30～17:30（延長保育はありません）

※先着順・要予約。定員に空きがある場合に限り、当日受付を行います。

地区	施設名	所在地	定員※	利用可能曜日・予約方法
小松川	ぬまのクリニック 病児保育室ぐらんま	平井 2-25-11 稲葉ビル 101	4名	利用可能曜日：火～金 予約方法：電話予約（☎03-5609-6616） 利用可能曜日：月～金 予約方法： 各施設で予約方法等が異なりますので、下記ホームページリンクから、各施設の情報を参照ください。  病児・病後児保育 区 HP リンク
葛西	タムスわんぱくクリニック 西葛西駅前病児保育室	西葛西 3-15-13 第一江の本ビル2階	6名	
小岩	タムスわんぱくクリニック 小岩病児保育室	東小岩 4-5-2 神奈川ビル 1階	6名	
東部	瑞江病児保育室	瑞江 2-22-12	6名	
鹿骨	タムスわんぱくクリニック 篠崎駅前病児保育室	篠崎町 2-7-15 エスタシオン篠崎 1階	6名	
中央	まつしま病院 病児保育室 NaNaLa	松島 1-41-26	6名	
送迎サポート：保育施設等でお子さんが体調不良となった際に、病児保育室に送迎し、保育します。 (要事前登録、定員の状況により受入不可な場合あり)				

(7) ファミリー・サポート事業

保育施設や幼稚園等へのお子さんの送迎や、一時的な預かりを依頼することができます。子育ての手助けができる方(協力会員)と子育ての手助けが必要な方(依頼会員)が、それぞれファミリー・サポートの会の会員になり、地域で子育ての助け合いを行います。協力会員、依頼会員、預けるお子さんで事前に面談等をしてから利用を開始します。

利用区分	援助報酬の単価(お子さん一人1時間につき)
【基本の援助時間】月～土曜日 8:00～19:00	800円
上記の時間以外、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日まで)	900円

※援助報酬は減額制度あり。

《問合せ先》 ファミリー・サポート・センター(中央3-4-18江戸川区児童相談所「はあとポート」3階)
電話:5662-0364

《受付時間》 月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

(8) 子どもショートステイ・子どもトワイライトステイ

保護者の方が病気、出産、介護、冠婚葬祭、仕事、育児疲れなどで保育が必要な場合に、委託施設や協力家庭でお子さんを一時的にお預かりします。なお、利用にあたっては、利用日の3日前(日曜・祝休日・年末年始を除く)までに利用登録・申請を行う必要があります。

	対象のお子さん	利用期間	利用料金(一人1日につき)
ショートステイ(宿泊あり)	18歳まで	利用上限なし	3,000円(例:1泊2日の場合…6,000円)
トワイライトステイ(宿泊なし)	2歳から12歳まで	利用上限なし	2,000円(利用時間15時～22時)

※病気や障害、食物アレルギー等をお持ちのお子さんは、お預かりできないことがあります。

詳しくは児童相談所相談課支援係にお問合せください。

※利用料金は減額制度あり。

※通学の送迎費等は、別途実費がかかります。

《問合せ先》 児童相談所相談課支援係(中央3-4-18) 電話:5678-1810

《受付時間》 月～土曜日 8:30～17:00(日曜日・祝日・年末年始を除く)

(9) 幼稚園(区立・私立)

私立幼稚園には、正規の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇中に、在園児をお預かりしている幼稚園があります。預かり時間や料金等は、幼稚園ごとに異なります。詳しくは各幼稚園に直接お問合せください。

◆区立幼稚園…4歳・5歳児クラス

4歳・5歳児が対象の2年保育です。4月入園の申込受付は、前年の11月に行います。年度途中での入園は、船堀幼稚園に直接ご相談ください。また、ショートサポート保育(在園児が対象の一時的な延長保育)や、親子ひろばあいあい(就学前のお子さんを育てている方のための子育て支援事業)も行っています。

《問合せ先》 船堀幼稚園 電話:3675-1131 又は 学務課学事係(区役所4階5番窓口)電話:5662-1624

◆私立幼稚園…3歳から5歳児クラス

3歳・4歳・5歳児が対象の3年保育です。幼稚園と保護者との直接契約です。4月入園の申し込みは、前年の10月15日～10月31日に各幼稚園が願書の配付(配付開始日は各幼稚園に直接お問い合わせください。)を行い、11月1日から受付を開始します。年度途中での入園は、各幼稚園に直接ご相談ください。また、満3歳児の受け入れや、預かり保育(在園児が対象の教育時間外保育)を行っている幼稚園もあります。詳しくは区ホームページ、「私立幼稚園の預かり保育について」(40・41ページ参照)をご覧ください。

《問合せ先》 各幼稚園 又は 子育て支援課推進係(区役所3階7番窓口)電話:5662-1001

◆私立幼稚園の預かり保育について

区内の私立幼稚園には、正規の教育時間の前後に在園児をお預かりしている園があります。年間の預かり保育実施日数などは各園によって異なりますので、詳しくは直接幼稚園にお問い合わせください。

★預かり保育実施概要（令和6年度）

☑：年間契約 ☐：月額、月極契約 ☐：日額、一日利用 ☐：1時間あたり、時間利用の場合 ☐：1回あたり

幼稚園名 (所在地) 電話番号	通 常 期					長期休暇中(夏休みの場合)			
	実施日	開始前(a)	正規の 教育時間	終了後(b)	預かり保育料	夏休み 期間	実施日	実施時間	預かり保育料
小松川めぐみ (小松川 1) 3638-0050	月～金	8:00～9:00	① 9:00～14:00 ② 9:00～11:00	① 14:00～18:00 ② 11:00～18:00	☐ 12,000 円～14,000 円 ☐ (a)100 円 (b)600 円～1,500 円	7/21～ 8/31	月～金 (8/14～8/18 除く)	8:00～18:00	☐ 14, 000 円～16,000 円 ☐ 1,500 円～1,900 円
明聖第一 (平井 6) 3613-2632	月～金	7:30～10:00	10:00～14:00	14:00～17:00	☐ 700 円	7/22～ 8/31	月～金 (8/10～8/15 除く)	7:30～17:00	☐ 700 円
大杉神明 (大杉 1) 3652-7409	月～土 (祝日除く)	8:00～9:00	9:00～15:00	15:00～18:00	☐ 5,000 円～20,000 円 ☐ 500 円	7/21～ 8/31	月～土 除外日あり	8:00～18:00	9:00～15:00 1,500 円 8:00～9:00、15:00～18:00 1 時間 500 円
かんしち (一之江 2) 3651-3749	月～金	未実施	① 8:20～14:00 ② 8:20～11:00 (月 1 日程度)	① 14:00～17:20 ② 11:00～17:20	☐ 15,000 円 ☐ 1,000 円 ② 上記プラス 300 円/日	7/21～ 8/31	月～金 (8/13～8/16 除く)	8:00～17:20	☐ プラス 500 円/日 ☐ 9:00～17:00 1,500 円 (8:00～9:00 100 円)
みなもと (一之江 7) 3656-4764	月～金	8:15～9:00	① 9:00～14:00 ② 9:00～11:10	① 14:00～17:00 ② 11:10～17:00	☐ 300 円 年少 1 学期のみ ☐ 400 円	7/19～ 8/31	月～金 (8/13～8/16 除く)	8:30～17:00	☐ 300 円
源法寺 (東小松川 2) 3653-9011	月～金	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	☐ (a) 100 円 (b) 満 3・年少 600 円 年中長 500 円	7/21～ 8/31	月～金 除外日あり	A 8:00～9:00 B 9:00～14:00 C 9:00～17:00	☐ A 100 円 B 600 円～750 円 C 1,100 円～1,350 円
認定こども園 新小岩 (松島 4) 3651-0963	月～金	7:30～9:00	① 9:00～13:30 ② 9:00～11:30	① 13:30～18:30 ② 11:30～18:30	☐ (a)9,200 円(9 時～17 時) (b)4,500 円(9 時～15 時半) (c)0 円(9 時～13 時半) ☐ (a)上記以外 100 円/30 分 (b)上記以外 100 円/30 分 (c)上記以外 150 円/30 分	7/22～ 8/31	月～金 (8/13～8/16 除く)	7:30 ～18:30	☐ 9,200 円(9 時～17 時) ☐ 800 円(9 時～13 時) 9 時～13 時以外は 100 円/30 分
東小松川 (西一之江 1) 3651-5705	月～金	①8:30～9:00	9:00～14:30 9:00～13:30 9:00～11:30 ※曜日等によつて異なる	②14:30～17:00 ③13:30～17:00 ④11:30～17:00 ⑤17:00～17:30	①⑤☐ 200 円 ②☐ 600 円 ③☐ 700 円 ④☐ 800 円	7/21～ 8/31	7/21～8/5 (月～金のみ) 8/22,8/23	①8:30～9:00 ②9:00～13:00 ③13:00～17:00 ④17:00～17:30	①④☐ 200 円 ②☐ 800 円 ③☐ 800 円
認定こども園 東一の江 (西一之江 2) 3653-4726	月～金	8:00～8:30	8:30～13:30	13:30～18:00	☐ 就労型 12,000 円 ☐ (a) 200 円 (b)17:00 まで 800 円 17:00 以降 300 円	7/19～ 8/31	月～金 (8/13～8/16 除く)	8:00～18:00	☐ 就労型 20,000 円 ☐ 8:00～9:00 200 円 9:00～14:00 700 円 9:00～17:00 1,500 円 17:00～18:00 300 円
認定こども園 松江ひかり (西一之江 3) 5879-9000	月～金	7:30～8:30	9:00～14:00 水:9:00～12:00 8:30～登園可	14:00～18:30 水:12:00～18:00	2 時間まで:30 分 150 円 2 時間以降:30 分 100 円 上限 8,000 円(就労等事由)	7/22～ 8/31	月～金 (土日除く)	8:00～18:30	2 時間まで:30 分 150 円 2 時間以降:30 分 100 円 上限 12,000 円(就労等事由)
松本 (松本 2) 3654-6437	月～金	8:00～9:00	9:00～13:30	13:30～17:00 (延長保育) 17:00～18:30	☐ (a) 3,000 円 (b) 10,000 円 ☐ (a) 500 円 (b) 1,000 円 延長保育は☐・☐共通 17:00 以降: 30 分 400 円	7/20～ 8/31	月～金 (8/10～8/17 除く)	A 8:00～9:00 B 9:00～14:00 C 14:00～17:00 D 17:00～18:30	☐ 10,000 円～20,000 円 ☐ A 500 円 B 1,000 円 C 1,000 円 17:00 以降: 30 分 400 円
明聖第二 (松江 3) 3654-8737	月～金	7:30～10:00	10:00～14:00	14:00～17:00	☐ 700 円	7/22～ 8/31	月～金 (7/23,8/10 ～8/15 除く)	7:30～17:00 (7/22 午前中 のみ)	☐ 700 円
江戸川白百合 (南小岩 8) 3657-1818	月～金 (除外日あり)	7:45～9:00	①9:00～ 14:00 (月火木金) ②9:00～12:00 (水)	①14:00～17:00 ②12:00～17:00	☐ (a)100 円 (b①)500 円 (b②)700 円 (おやつ代含)	7/22～ 8/31	月～金 (除外日あり)	7:45～17:00	☐ 1,000 円 (おやつ代含)
認定こども園 江戸川双葉 (北小岩 2) 3657-1959	月～金	7:30～9:00	9:00～14:00 水:9:00～11:30	14:00～18:30 水:11:30～18:30	☐ 400 円 上限 25,000 円	7/23～ 8/26	月～金	7:30～18:30	☐ 400 円
上一色 (西小岩 2) 3657-2318	月～金	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	☐ (a) 200 円 (b) 1,300 円 (おやつ代含)	7/21～ 8/31	月～金 (8/10～8/18 除く)	9:00～16:00	☐ 2,000 円(おやつ代含)
西小岩 (西小岩 3) 3657-5333	月～金	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00 16:00 以降 応相談	☐ 300 円	7/20～ 8/31	月～金	9:00～16:00 応相談	☐ 300 円
レジナ (西小岩 4) 3659-3776	月～金	8:00～8:30	8:30～14:00	14:00～18:00	☐ 3,500 円～14,000 円 ☐ 200 円	7/23～ 8/31	月～金 (8/13～8/16 除く)	8:00～17:00	☐ 200 円

年：年間契約 月：月額、月極契約 日：日額、一日利用 時：1時間あたり、時間利用の場合 回：1回あたり

幼稚園名 (所在地) 電話番号	通 常 期					長期休暇中(夏休みの場合)			
	実施日	開始前(a)	正規の 教育時間	終了後(b)	預かり保育料	夏休み期 間	実施日	実施時間	預かり保育料
こじか (鹿骨 3) 3670-3715	月～金	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	回 (a) 500 円 (b) 1,000 円	7/19～ 9/1	7/22～8/23 のう ち 20 日間	8:30～14:00	回 1,500 円
認定こども園 篠崎若葉 (篠崎町 2) 3670-9495	月～金	7:30～8:30	8:30～14:30	①教育コース ②サポートコース 14:30～16:30 ※スポット保育 16:30～18:30	月 (a) 3,000 円 (b) 教育コース 14,000 円 サポートコース 9,000 円 スポット保育 1,000 円/1h	7/18～ 8/31	月～金 (8/10～8/16 除く)	A 8:30～14:30 B 8:30～16:30	日 A 2,350 円(給食有) B 3,350 円(給食有)
浅間 (上篠崎 1) 3670-1687	月～土 (祝日除く)	7:30～9:00	9:00～14:00	14:00～18:30	平日: 日 500 円 土: 日 1,000 円給食無	7/20～ 8/31	月～土	7:30～18:30	日 1,000 円 給食費 15 円/回(土除く)
押上第二 (上篠崎 1) 3670-1890	月～金	7:45～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	月 (b) 6,000～10,000 円 日 (a) 200 円 (b) 600 円	7/21～ 8/31	月～金 (8/12～8/16 除く)	7:45～18:00	日 1,500 円
暁 (南篠崎町 4) 3670-4976	月～金 第 1 土	7:50～9:00 7:50～9:00	9:00～14:00 9:00～11:00	14:00～18:00 11:00～16:00	月 6,000 円 日 700 円 第 1 土: 日 1,000 円	7/23～ 8/22	月～金 (8/13～8/15 除く)	月 7:50～18:00 日 9:00～18:00	月 6,000 円 日 1,000 円
聖明 (江戸川 1) 3670-6996	月～金	8:00～9:00	9:00～14:30	14:30～17:30	日 (a) 無料 (b) 500 円～700 円	7/20 ～ 8/25	7/23～8/23	8:30～17:30	日 2,200 円～2,400 円(給 食、おやつ代含む)
明聖第三 (瑞江 2) 3670-0274	月～金	7:30～10:00	10:00～14:00	14:00～17:00	日 700 円	7/22～ 8/31	月～金 (8/10～8/15 除く)	7:30～17:00	日 700 円
明福寺ルンビニー学園 (江戸川 3) 3670-0134	月～金	年 8:00～9:00 月 8:00～9:00 日 8:30～9:00	9:00～14:30	年 14:30～18:30 月 14:30～18:30 日 14:30～18:00	年 120,000 円 (長期休暇中含む) 月 8,000 円 日 500 円	7/18～ 8/31	月～金 (8/10～8/15 除く)	年 8:00～18:30 月 8:00～18:30 日 8:30～18:00	年 通常期参照 月 8,000 円 日 1,500 円 年 月 1 日 につき +500 円
江戸川 (清新町 1) 3675-3374	A・B 共通 月～土	①A 7:00～9:00 ②B 7:00～8:00	9:00～14:00	③A 14:00～17:00 ④A 17:00～18:00 ⑤B 14:00～18:00 ⑥B 18:00～20:00	月 ① 4,000 円 ② 2,000 円 ③ 5,000 円 ④ 2,000 円 ⑤ 27,000 円 ⑥ 12,000 円	7/26～ 8/25	月～土 7/22～8/30	A 7:00～18:00	30 分 100 円
						B 8:00～9:00、14:00～18:00 は、別途月保育料に含む (要問合せ)		B 7:00～ 8:00 9:00～14:00	30 分 100 円
								18:00～20:00	30 分 300 円
江戸川めぐみ (北葛西 2) 3688-7771	月～金	8:00～9:00	① 9:00～14:00 ② 9:00～11:00	① 14:00～18:00 ② 11:00～18:00	月 12,000～16,000 円 日 (a) 100 円 (b) 600～1,500 円	7/22～ 8/31	月～金 (除外日あり)	8:00～18:00	月 14,000～16,000 円 日 1,500～1,900 円
認定こども園 葛西めぐみ (北葛西 2) 5667-1170	月～金	8:00 ～9:00	① 9:00～14:00 ② 9:00～11:00	① 14:00～18:30 ② 11:00～18:30	月 12,000～18,000 円 日 (a) 100 円 (b) 600～1,700 円	7/21～ 8/31	月～金 (除外日あり)	8:00～18:30	月 14,000～18,000 円 日 1,500～2,100 円
聖いずみ (南葛西 4) 3688-5550	月～金	8:30～9:30	10:00～14:00	14:00～18:00	時 300 円	7/22～ 8/31	月～金	8:30～18:00	時 300 円
清新めぐみ (清新町 1) 3678-1201	月～金	8:00～9:00	① 9:00～14:00 ② 9:00～11:00	① 14:00～18:00 ② 11:00～18:00	月 12,000～16,000 円 日 (a) 100 円 (b) 600～1,500 円	7/21～ 8/31	月～金 (除外日あり)	8:00～18:00	月 14,000～16,000 円 日 1,500～1,900 円
認定こども園 なぎさ (南葛西 7) 3675-3370	月～金	7:30～9:00	9:00～14:00	14:00～19:30	月 例 14:00～17:00: 6,000 円 日 例 14:00～17:00: 600 円	7/22～ 8/31	7/22～8/30 (土日祝日除く)	7:30～19:30	月 例 9:00～17:00: 21,000 円 日 例 9:00～17:00: 2,100 円
杉の子育英 (東葛西 4) 5696-5560	月～金	7:30～8:30	8:30～13:50	13:50～18:30	日 7:30～8:30 100 円 17:00 まで 500 円 18:30 まで 200 円 (おやつ代含)	7/21～ 8/31	月～金 (8/13～16 除く)	7:30～18:30 ※7/24～7/28、 8/25～8/31 の 夏季保育後は 13:30～18:30	7:30～8:30 日 100 円 8:30～17:00 日 1,500 円 17:00～18:30 日 200 円
ばとうばし (中葛西 4) 3689-4413	月～金	8:30～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00 (月 2 回程の午前 保育日除く)	回 (a) 0 円 (b) 800 円	7/20～ 8/25	7/31 ～ 8/2、8/5 ～8/9	9:00～17:00	日 2,000 円
二ノ江 (二之江町) 3687-6392	月～金	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	月 12,000 円 日 800 円	7/22～ 8/31	月～金 (8/13～8/16 除く)	9:00～17:00	日 1,800 円

(10) 認証保育所

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都独自の基準により認証した保育所で、都と区が運営費を助成しています。施設と保護者との直接契約であり、保育料の助成を行っています。また、一時保育を行っている施設もあります。預かり時間や料金等は、施設ごとに異なります。申込方法等、詳しくは各施設に直接お問合せください。

《保育料助成金についての問合せ先》 子育て支援課施設利用給付係(区役所3階7番窓口) 電話:5662-1012

地区	施設名	定員	所在地	電話番号	対象
小岩	どんぐり保育園小岩	30	南小岩 7-16-5	5668-3715	0歳～5歳児
	飯塚保育園	9	南小岩 6-13-1	3657-6073	0歳～2歳児
	成光堂ベビーセンター	10	北小岩 2-8-20-201	3659-7566	0歳～2歳児
	小岩駅前桜華保育園	36	東小岩 6-14-8	3673-8110	0歳～2歳児
	リトルガーデンインターナショナル小岩保育園	90	東小岩 4-9-11	5876-8521	0歳～5歳児
東部	瑞江ホーム 東部認証保育所	26	東瑞江 1-18-5	3678-3712	0歳～2歳児
中央	わんぱく SMILE 松島園	40	松島 4-29-7	5663-7445	0歳～5歳児
葛西	仲よし保育園	28	東葛西 8-5-8	3675-3883	0歳～2歳児
	子ばと保育園	19	南葛西 3-24-11	3686-9687	0歳～2歳児
	ぼけっとランド船堀	30	船堀 4-11-11 1F	5878-3857	0歳～2歳児
	みんなの遊々保育園	47	中葛西 4-2-1 1F	5659-3880	0歳～5歳児
	みのり保育園	33	中葛西 5-36-12 2F	3688-2981	0歳～2歳児

(11) ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

保護者のリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対してその利用料の一部を補助します。

(※東京都が実施する事業であるため、予告なく内容の変更や終了となる可能性があります。)

《問合せ先》 株式会社パソナライフケア(江戸川区委託事業者)

電話:0120-212-115(平日9時から17時 12月29日から1月3日を除く)



詳細はこちら

(12) 休日保育について

日曜日(祝日・年末年始除く)に、保護者が就労等で家庭保育が困難な場合、区立船堀第二保育園でお子さんを預かります。

- 《対象》
- ・認可保育施設に在籍している1歳クラス以上の江戸川区在住の児童
 - ・保護者(父母等)が就労認定を受けており、ともに日曜日勤務の場合

《定員》 10名(先着順)

《利用時間》 9:00 ~ 17:00

《利用料金》 無料

《申込方法》 区ホームページ内の専用申込フォームから申請してください。

《受付期間》 利用希望日前月の1日から20日

《提出書類》 休日保育申請書・休日保育用勤務証明書・シフト表(シフト勤務の方のみ)

《問合せ先》 申込みに関すること: 保育課保育係 03-5662-0066

保育に関すること: 船堀第二保育園 03-3689-8054



詳細はこちら

(13) 地域型保育事業

小規模保育・事業所内保育は、少人数(主に20人未満)で0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。連携施設が設定されている園については、卒園後、3歳児クラス以降に連携施設へ入園いただけます。(入園希望数が受入人数を超えた場合には利用調整となります。)連携施設が未設定の場合は、3歳児クラスでの新規の申し込みが必要になります。保護者の就労状況等にもよりますが、卒園後の保育の継続性を考慮し、優先的な利用調整を行っています。

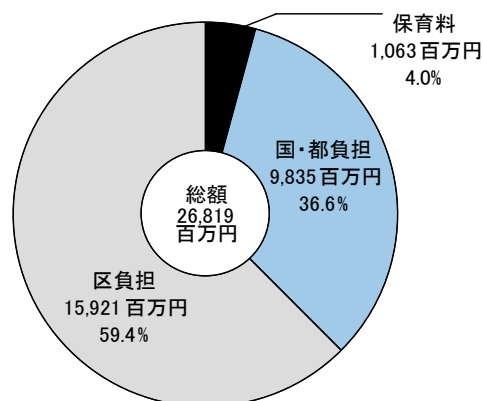
保育施設名	保育施設所在地	連携施設		
		連携施設名	所在地	受入人数 (予定)
ソレイユナーサリー平井	平井5-27-6-201	小松川めぐみ幼稚園	小松川1-2-11	2人
		ココロポインターナショナル平井	平井4-18-4	3人
		ココロポインターナショナル平井3丁目	平井3-13-11	1人
		クオリスキッズ平井保育園	平井3-11-2	2人
にっこりハウス	東小岩3-23-12	未設定		
ほっぺるランド西葛西	西葛西2-22-45 1階	ほっぺるランド中葛西	中葛西1-1-15	8人
みのりきっずなあさりい	西瑞江5-7-3 1階	明福寺ルンビニー学園幼稚園	江戸川3-8-1	8人
おれんじハウス西葛西保育園	西葛西5-8-3 小島町二丁目団地 3号棟 1階	西葛西ちとせ保育園	西葛西2-17-15	2人
		ばどうばし幼稚園	中葛西4-16-11	3人
		さくらさくみらい中葛西	中葛西7-27-10	3人
Kid's Patio かさい園	東葛西6-22-6 1階	未設定		
ベビーピース	船堀2-15-17 1階	タムスわんぱく保育園船堀	船堀5-11-15	1人
		グローバルキッズ船堀園	船堀4-8-11	2人
		グローバルキッズ宇喜田町園	宇喜田町1279	1人
		なつめ保育園	船堀4-8-17	1人
		ソラスト船堀保育園	船堀3-15-15-1F	1人
		葛西いろどり保育園	東葛西5-8-2	2人
ソフィアかしの木	船堀6-3-3	月映保育園	船堀6-9-30	6人
		源法寺幼稚園	東小松川2-17-14	3人
江東園つばき保育園	春江町2-5-15	各おひさま保育園	各おひさま保育園	6人
		江戸川保育園	江戸川1-11-3	2人
タムスわんぱく保育園瑞江	瑞江2-22-12	聖明幼稚園	江戸川1-24	4人
このはな浅間保育園	篠崎町2-5-2	浅間幼稚園	上篠崎1-22-11	7人
はな保育園	篠崎町7-13-8	篠崎若葉幼稚園	篠崎町2-64-6	8人
Kid's Patio ひがしこまづがわ園	東小松川2-10-5	未設定		
ひろば共同保育所	本一色3-24-2	グローバルキッズ松島園	松島4-24-9	3人
しおどめ保育園江戸川中央	中央2-27-2	ほほえみ保育園	松島1-30-5	1人
アゼリーアネックス保育園	大杉2-10-16	アゼリー保育園	中央1-8-21	7人
ソレイユナーサリー小松川	小松川1-5-2 2F	未設定		
えどひらコスモ保育園	平井6-3-1 1F	未設定		

お知らせ

(1) 認可保育施設にかかる運営経費と保育料

認可保育施設の運営経費には、年間約 268 億円の予算が使われています。予算のうち、保護者の方からいただく保育料が占める割合は 4.0%で、多くは皆様からお預かりした税金でまかなわれています。このため、保育料の適正かつ公正な賦課・徴収に努め、今後も限られた財源の中で保育ニーズに対応していくために、効率的な保育施設運営を進めていきます。

《認可保育施設全体の運営経費》



(2) 区立保育園における施設型給付費

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、施設型給付という財政支援の制度が創設されました。この制度は、保護者の皆様への個人給付を基礎とし、確実に保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者の皆様に代わり、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 5 項及び第 6 項の規定により、法定代理受領する仕組みになっています。このお知らせにより、皆様に江戸川区における施設型給付に関する考え方をお知らせすることで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項の規定による通知とさせていただきます。

【江戸川区における施設型給付に関する考え方】

歳 入		歳 出
施設型給付費相当分(税等の一般財源)	5,970,088 千円	区立保育園の運営にかかる経費 (維持管理費・人件費等) 6,222,487 千円
保育料	225,490 千円	
その他の収入(特定財源)	26,909 千円	

※施設型給付費に相当する額(6,222,487 千円)を、入所児童延べ人数(約 37,966 人)で割り返したものが、一人当たりの施設型給付費の額(月額約 163 千円)になります。

※数値は、あくまでも令和 5 年度決算額から算出した概算値であり、実際の額とは異なります。

(3) 区立保育園の民営化

江戸川区では、行政サービスの向上や経費削減を図るため、保育事業に限らず江戸川区全体の取組として、民間活力の活用を積極的に進めています。区立保育園の民営化も、その一環として行うものです。

《保育園の民営化とは》

児童福祉法では、法に定められた認可保育施設(国の基準を満たし都又は区が認可した施設)において保育を実施するのは、区立保育園・私立の保育施設にかかわらず区となっており、その保育施設の運営水準等はすべて同一で、区立保育園と私立の保育施設に違いはありません。保育園の民営化は、区の職員が直接保育を行う区立保育園から、社会福祉法人等の民間事業者の職員が保育を行う私立の保育施設に運営を変更することです。民営化後も保育の実施者としての区の責任は変わりません。

《民営化の計画》

すべての区立保育園を対象として、保育士や施設の状況等、様々な要因を総合的に勘案し、園数や対象園を決定します。平成 19 年度から令和 2 年度までに 20 園の区立保育園を民営化し、おひさま保育園として社会福祉法人えどがわが運営しています。社会福祉法人えどがわは、区内のすべての私立幼稚園とすべての私立の保育施設が一体となって保育施設の運営を目指し、平成 14 年に設立した社会福祉法人です。なお、令和 7 年 4 月に民営化する区立保育園はありません。

(4) 幼児教育・保育の無償化

幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳クラス(幼稚園は満3歳から)のすべての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯で保育の必要性のある子どもの利用料の無償化を実施しています。認可保育施設(認定こども園の保育園部分、小規模保育、事業所内保育を含む)を除き、無償化の適用を受けるためには申請が必要です。

《問合せ先》 子育て支援課施設利用給付係(区役所3階7番窓口) 電話：5662-1012

(5) 長期育休支援制度

国の制度の育児休業は最長で2歳までですが、さらに上乗せして3歳の年度末まで育児休業が取れるようになるための補助事業です。2歳以降も育児休業を取れるよう就業規則を定め、区が子育て先進企業と認定した区内の中小企業と、そこに勤務する区内在住の育児休業取得中の方に、補助金を支給します。

《対象》 子育て先進企業と認定を受けた区内の中小企業に勤務している江戸川区内在住の方で、お子さんが2歳になるまで継続して育児休業を取得している場合
※その他にも要件があります。詳しくは区のホームページをご確認ください。

《補助内容》 ①育児休業取得中の方への補助…給料の50%相当
②区内の中小企業への補助……求人広告費補助、代替従業員賃金差額補助

《問合せ先》 子育て支援課計画係(区役所3階7番窓口) 電話：5662-0659

(6) 令和7年度に新規開設する私立の保育施設

令和7年度に新規開設する私立の保育施設を、下記のとおり予定しています。クラス別定員や開所時間等、詳しくは別紙「令和7年度 認可保育施設一覧」又は46～60ページ、区のホームページをご覧ください。

また、新規開設園に入園を希望する場合は、保育施設ごとに開催する入園説明会への参加、又は保育方針等の説明を受ける必要があります。入園の説明会の日程や申込方法等については、区のホームページをご確認ください

新規開設園について
詳しくはこちら→

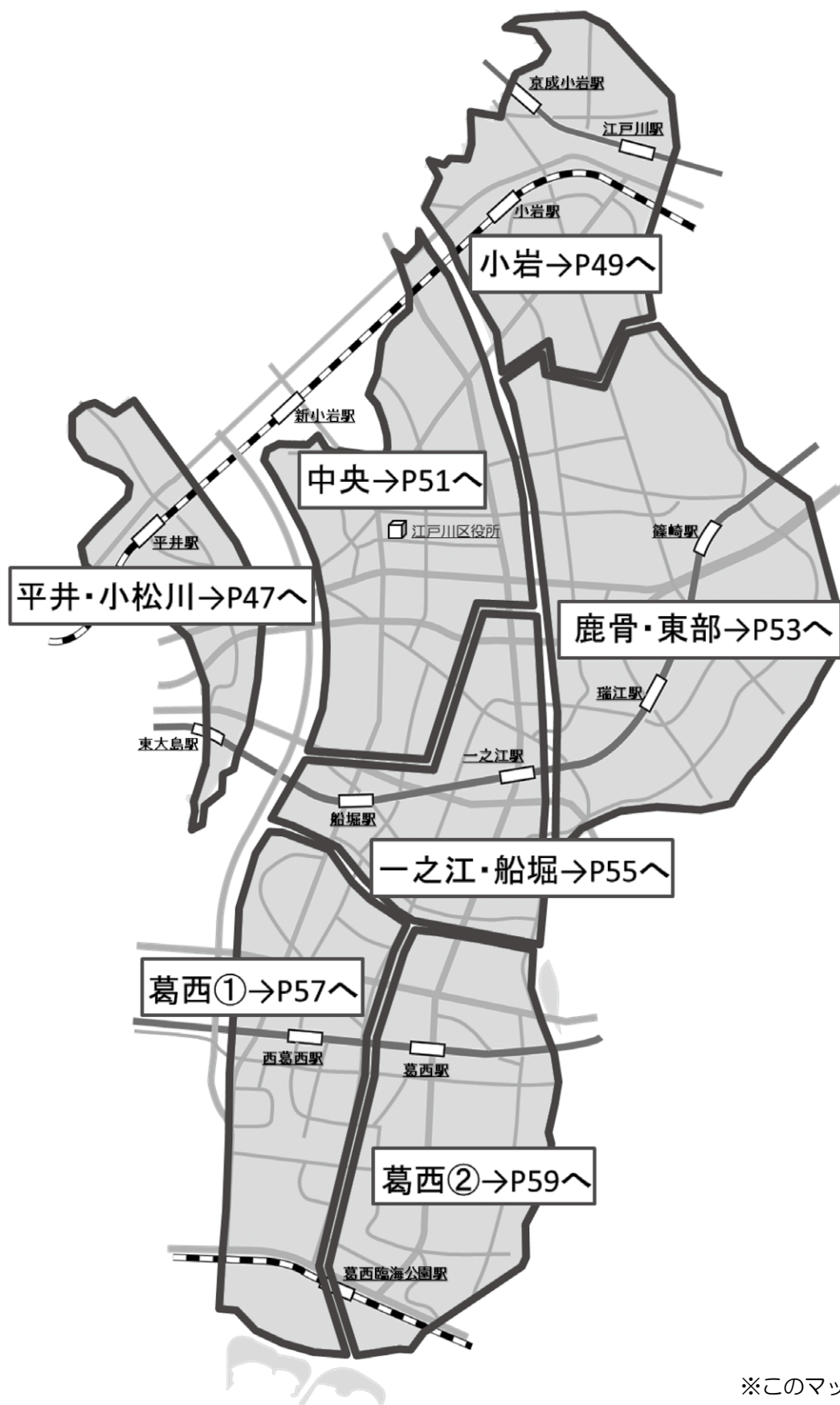


《令和7年4月開設予定園》

区分	地区	保育施設名(仮称)	所在地(住居表示未定)	問合せ先
私立	認可 保育園	小松川 にじいろ保育園平井	平井5-17	03-6431-9769 ライクキッズ株式会社 営業部 認可保育園担当
	認定 こども園	船堀 二ノ江幼稚園	二之江町 1379	03-3687-6392 二ノ江幼稚園

認可保育施設エリア別マップ

(1) 全体図



※このマップは概略図です。

(2) 平井・小松川エリア



平井・小松川エリア施設一覧

区分		保育施設名	延長	所在地	電話番号	設置 団体	0歳児 クラス	クラス別定員					開所時間	延長 定員	延長保育時間	
							0歳	1歳	2歳	3歳	4.5歳	計				
区立	認可 保育園	平井		平井6-15-16	3612-0279			19	20	21	42	102	7:30~18:30			
		南平井	○	平井3-4-7-101	3685-1423			27	28	29	58	142		20	18:30~19:30	
		西平井		平井7-21-6	3618-4033			17	18	20	40	95				
		平井第二		平井6-1-23-101	3613-4421			10	11	13	26	60				
		小松川第二		小松川2-3-3-101	3636-6221			23	25	25	50	123				
		小松川第三		小松川3-13-1	3683-7312			20	22	23	46	111				
私立	認可 保育園	逆井	○	平井1-24-33	3684-5975	宗	57日目	9	16	22	26	60	133	7:20~18:20	30	18:20~19:20
		光徳	○	平井6-53-7	3618-0511	宗	6か月	12	20	22	25	50	129	7:15~18:15	25	18:15~19:15
		小松川おひさま	○	小松川1-2-2-116	5858-8677	社		24	25	27	53	129	7:30~18:30	20	18:30~19:30	
		つくしんぼ	○	平井3-6-6	5858-9166	社	57日目	9	16	16	16	32	89	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		ココロポインターナショナル 平井	○	平井4-18-4	5858-9447	企		12	12	16	32	72	7:30~18:30	10	18:30~19:30	
		ココロポインターナショナル 平井3丁目	○	平井3-13-11	5858-8040	企		9	12	13	26	60	7:30~18:30	8	18:30~19:30	
		クオリスキッズ平井	○	平井3-11-2	5875-3934	企		11	14	16	32	73	7:30~18:30	無	18:30~19:30	
		(仮称)にじいろ保育園平井	○	平井5-17	未定	企		10	12	15	30	67	7:30~18:30	無	18:30~20:30	
	小規模 保育	★ソレイユナーサリー平井	○	平井5-27-6-201	6657-3563	学	57日目	3	6	6		15	7:30~18:30	4	18:30~19:30	
ソレイユナーサリー小松川		○	小松川1-5-2 2F	5875-5787	学	57日目	3	8	8		19	7:30~18:30	4	18:30~19:30		
えどひらコスモ		○	平井6-3-1 1F	3612-0088	企	57日目	3	8	8		19	7:15~18:15	6	18:15~19:15		

【凡例】設置団体：社→社会福祉法人 宗→宗教法人 個→個人 企→企業 学→学校法人 社団→一般社団法人
医社→医療法人社団 NPO→NPO 法人

・【保育施設名】欄に★マークがある地域型保育事業は、連携施設が設定されています。詳しくは 43 ページ、又は区のホームページをご覧ください。

・(仮称)にじいろ保育園平井は、令和 7 年 4 月に新規開設する保育施設のため、住所・電話番号が確定していません。入園説明会や保育方針等についての問合せ先は、45 ページ、又は区のホームページをご確認ください。

・このご案内は、令和 6 年 8 月 31 日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。

(3) 小岩エリア



- ・・・認可保育園(区立)
- ・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス無》
- ◎・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス有》
- ★・・・認定こども園(私立)
- ◆・・・小規模保育(私立)

※このマップは概略図です。

小岩エリア施設一覧

区分	保育施設名	延長	所在地	電話番号	設置 団体	0歳児 クラス	クラス別定員						開所時間	延長 定員	延長保育時間
							0歳	1歳	2歳	3歳	4,5歳	計			
区立	認可 保育園														
	小岩		北小岩6-49-9	3657-3426				8	11	15	32	66			
	南小岩		南小岩4-5-8	3673-6277				27	29	32	64	152	7:30~18:30		
	西小岩		西小岩2-13-2	3658-4701				18	19	20	42	99			
私立	認可 保育園	ルーテル	○ 南小岩3-6-8	3650-2540	宗	6か月	8	16	18	19	38	99	7:15~18:15	20	18:15~19:15
		白鳩	○ 南小岩3-22-19	3650-3228	個			17	25	26	52	120	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		つぼみ	○ 南小岩7-4-9	3657-2680	社	57日目	10	21	34	35	70	170	7:30~18:30	30	18:30~19:30
		ベルカント	○ 東小岩4-4-2	3657-0140	個			14	14	14	28	70	7:30~18:30	30	18:30~19:30
		小岩みどり ※令和11年3月末閉園予定	○ 北小岩5-27-16	3671-5983	宗			14	21	25	50	110	7:30~18:30	10	18:30~19:30
		富士見	○ 北小岩2-15-8	3657-0515	社	5か月	9	18	18	18	40	103	7:15~18:15	25	18:15~19:15
		なでしこ	○ 西小岩5-7-17	3673-6225	社	57日目	15	16	16	16	32	95	7:00~18:00	20	18:00~19:00
		東小岩おひさま	○ 東小岩2-6-24	5693-0130	社			17	20	24	52	113	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		西小岩おひさま	○ 西小岩1-19-1	6458-0130	社			27	30	35	73	165	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		北小岩おひさま	○ 北小岩5-7-4	6458-9360	社			15	23	25	51	114	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		太陽の子北小岩	○ 北小岩4-29-21	5622-7023	企	57日目	6	12	12	15	30	75	7:30~18:30	12	18:30~20:30
		タムスわんぱく保育園東小岩	○ 東小岩1-7-4	6801-7091	社	6か月	9	18	18	20	40	105	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		太陽の子北小岩第二	○ 北小岩3-9-6	5876-8422	企	57日目	6	12	12	13	26	69	7:30~18:30	14	18:30~20:30
		太陽の子東小岩	○ 東小岩5-11-14	6458-0141	企	57日目	6	10	10	11	23	60	7:30~18:30	12	18:30~20:30
		AIAI NURSERY 西小岩	○ 西小岩2-10-7	6458-0912	企	57日目	4	10	10	12	24	60	7:30~18:30	15	18:30~19:30
		小岩駅前みつばち	○ 東小岩6-14-6	5693-0838	企	57日目	8	8	11	11	22	60	7:30~18:30	10	18:30~19:30
		キッズガーデン北小岩	○ 北小岩6-19-7	5876-8097	企			9	12	13	26	60	7:30~18:30	無	18:30~20:30
		クオリスキッズ南小岩	○ 南小岩5-16-13	6806-9791	企			10	12	15	30	67	7:30~18:30	無	18:30~19:30
		キッズガーデン南小岩	○ 南小岩6-31-10 3F	6801-7753	企			10	11	13	26	60	7:30~18:30	無	18:30~20:30
	小規模保 育	にっこりハウス	○ 東小岩3-23-12	3673-6450	企	57日目	2	5	5			12	7:30~18:30	6	18:30~19:30
	認定 こども園	認定こども園江戸川双葉幼稚園	北小岩2-20-18	3657-1959	学			10	10	10	20	50	7:30~18:30		

【凡例】設置団体：社→社会福祉法人 宗→宗教法人 個→個人 企→企業 学→学校法人 社団→一般社団法人
医社→医療法人社団 NPO→NPO 法人

・このご案内は、令和6年8月31日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。

(4) 中央エリア



- ・・・認可保育園(区立)
- ・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス無》
- ◎・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス有》
- ★・・・認定こども園(私立)
- ◆・・・小規模保育(私立)

※このマップは概略図です。

中央エリア施設一覧

区分	保育施設名	延長	所在地	電話番号	設置 団体	0歳児 クラス	クラス別定員					開所時間	延長 定員	延長保育時間
							0歳	1歳	2歳	3歳	4,5歳			
区立	松江		東小松川1-5-13	3651-5242				11	12	12	24	59		
	大杉		大杉1-16-9	3654-2700				19	21	23	46	109	7:30~18:30	
	南松島		松島1-19-15	3653-6609				19	20	21	42	102		
私立	西小松川		西小松川町11-17	3651-6588	宗			15	24	30	60	129	7:30~18:30	
	善隣館	○	上一色1-13-1	3652-2668	社			20	24	25	54	123	7:15~18:15	20 18:15~19:15
	東小松川おひさま	○	松島1-40-18	3652-0130	社			12	18	22	48	100	7:30~18:30	20 18:30~19:30
	松江おひさま	○	松江1-10-5	5879-3137	社			17	20	25	54	116	7:30~18:30	20 18:30~19:30
	松本おひさま	○	松本1-9-3	5879-9847	社			18	26	30	62	136	7:30~18:30	20 18:30~19:30
	アゼリー	○	中央1-8-21	3655-3355	社	57日目	12	28	28	39	78	185	7:00~18:00	30 18:00~20:00
	松島おひさま	○	松島2-30-17	3652-1410	社			19	21	25	52	117	7:30~18:30	20 18:30~19:30
	わんぱくすまいる	○	松島3-39-15	5879-3714	社団	57日目	8	12	13	13	26	72	7:30~18:30	20 18:30~19:30
	みのりのわかば東小松川本園	○	東小松川3-24-16	5879-5903	社	57日目	4	5	5	15	30	59	7:15~18:15	15 18:15~19:15
	ゆずりは	○	大杉3-23-17	6231-5400	社	57日目	8	12	12	15	30	77	7:00~18:00	15 18:00~20:00
	江戸川中央ちとせ	○	中央4-19-25	5662-5090	社	57日目	9	12	12	15	30	78	7:15~18:15	20 18:15~20:15
	ほほえみ	○	松島1-30-5	5661-2333	社			12	12	15	32	71	7:00~18:00	30 18:00~20:00
	グローバルキッズ松島園	○	松島4-24-9	5879-9091	企			10	12	16	32	70	7:30~18:30	20 18:30~19:30
	ほほえみ保育園分園	○	中央1-1-15	5661-2333	社			12	12			24	7:00~18:00	6 18:00~19:00
	Kid's Patio ひがしこまつがわ園	○	東小松川2-10-5	5662-6070	企	57日目	5	7	7			19	7:30~18:30	6 18:30~19:30
	★ひろば共同保育所	○	本一色3-24-2	3651-1242	社団	57日目	5	7	7			19	7:30~18:30	6 18:30~19:30
	★しおどめ保育園江戸川中央	○	中央2-27-2	3656-0788	学	6か月	3	8	8			19	7:00~18:00	6 18:00~19:00
認定 こども園	認定こども園 新小岩幼稚園	本園	松島4-34-2	3651-0963	学					15	30	45	7:30~18:30	
		分園	松島4-28-16	5678-9711				9	15	3歳児以降は本園へ		24	7:30~18:30	
事業所内 保育	★アゼリーアネックス	○	大杉2-10-16	5607-7860	社	57日目	3	4	4			11	7:00~18:00	9 18:00~20:00

【凡例】設置団体：社→社会福祉法人 宗→宗教法人 個→個人 企→企業 学→学校法人 社団→一般社団法人
医社→医療法人社団 NPO→NPO 法人

・【保育施設名】欄に★マークがある地域型保育事業は、連携施設が設定されています。詳しくは43ページ、又は区のホームページをご覧ください。

・このご案内は、令和6年8月31日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。
・ほほえみ保育園分園は1・2歳児クラスのための保育施設になります。3歳児クラス以降も保育を希望する場合は、他の保育施設へ再度申込をしていただく必要があります。（入園申込については、9～12ページ参照）

(5) 鹿骨・東部エリア



- ・・・認可保育園(区立)
- ・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス無》
- ◎・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス有》
- ★・・・認定こども園(私立)
- ◆・・・小規模保育(私立)
- ▲・・・事業所内保育(私立)

※このマップは概略図です。

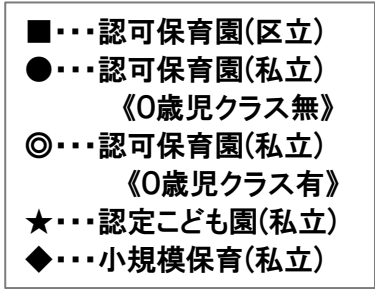
鹿骨・東部エリア施設一覧

区分		保育施設名	延長	所在地	電話番号	設置 団体	0歳児 クラス	クラス別定員					計	開所時間	延長 定員	延長保育時間		
							0歳	1歳	2歳	3歳	4,5歳							
区立	認可 保育園	東篠崎		東篠崎1-6-1	3679-3610				30	32	33	68	163	7:30~18:30				
		今井		西瑞江3-38-4	3670-1085				18	20	21	44	103					
		江戸川二丁目		江戸川2-28-21	3670-6649				20	23	25	50	118					
		南篠崎	○	南篠崎町3-12-8	3678-8243				18	21	26	58	123				20	18:30~19:30
		春江第二		春江町2-4-2	3679-8939				18	21	23	48	110					
		南篠崎第二		南篠崎町5-11-1	3676-2876				22	24	26	52	124					
私立	認可 保育園	篠崎	○	南篠崎町1-1-24	3679-3648	宗			20	35	63	132	250	7:15~18:15	20	18:15~19:15		
		ルンビニー	○	江戸川3-8	3670-0134	社			25	25	25	50	125	7:30~18:30	15	18:30~19:30		
		江戸川	○	江戸川1-11-3	3677-4611	社	5か月	18	24	24	24	48	138	7:15~18:15	30	18:15~19:15		
		なの花	○	南篠崎町2-9-5	3670-1231	社	57日目	9	10	12	12	24	67	7:15~18:15	25	18:15~19:15		
		若葉インターナショナル 幼保園 瑞江園	○	東瑞江3-55-21-101	3676-4261	企	57日目	8	9	10	11	22	60	7:00~18:00	25	18:00~20:00		
		Gakkenほいくえん 瑞江	○	瑞江1-28-9	6231-8621	企	57日目	6	10	12	14	28	70	7:00~18:00	15	18:00~20:00		
		みどりの郷	○	江戸川2-29-5	5664-0664	社	57日目	5	9	9	9	18	50	7:30~18:30	5	18:30~19:30		
		若葉インターナショナル ナーサリー	本園	○	瑞江3-30-13	5243-6232	企				15	15	30	60	7:00~18:00	15	18:00~20:00	
			分園	○	瑞江2-14-7 1F	5636-5600		57日目	6	14	2歳児以降は 本園へ		20	7:00~18:00	6	18:00~19:00		
		南篠崎おひさま	○	南篠崎町5-13-40	5664-6236	社			20	23	24	48	115	7:30~18:30	20	18:30~19:30		
		瑞江ちとせ	○	瑞江4-32-3	3677-1054	社	57日目	9	20	20	23	48	120	7:15~18:15	30	18:15~19:45		
		篠崎ちとせ	○	篠崎町6-4-20	3670-2160	社	57日目	6	11	12	17	34	80	7:15~18:15	20	18:15~20:15		
		まなびの森保育園瑞江	○	東瑞江1-23-9	5664-6091	企	57日目	3	10	11	12	24	60	7:00~18:00	無	18:00~20:00		
		ゆずりは保育園分園みずえ	○	瑞江1-18-17	6231-8405	社	57日目	3	10	10			23	7:00~18:00	6	18:00~19:00		
		新堀おひさま	○	新堀2-13-13	5636-0130	社			20	23	23	46	112	7:30~18:30	20	18:30~19:30		
		鹿骨おひさま	○	鹿骨2-23-1	6638-0130	社			22	25	27	56	130	7:30~18:30	20	18:30~19:30		
		西篠崎おひさま	○	西篠崎2-6-11	3679-0130	社			20	23	25	52	120	7:30~18:30	20	18:30~19:30		
		タムスわんぱく保育園篠崎	○	篠崎町2-19-21	3676-0189	社	6か月	9	18	18	18	36	99	7:30~18:30	20	18:30~19:30		
		さくらさくみらい篠崎	○	篠崎町7-13-18	6638-7445	企	57日目	6	10	12	14	28	70	7:15~18:15	10	18:15~20:15		
		なないろ	本園	○	上篠崎1-10-2	6638-7031	企					18	36	54	7:30~18:30	10	18:30~19:30	
			分園	○	篠崎町1-24-6	3678-1153				15	16	3歳児以降は本 園へ		31	7:30~18:30	5	18:30~19:30	
		Gakkenほいくえん 篠崎	○	鹿骨2-29-10	5243-8745	企	57日目	6	10	12	14	28	70	7:00~18:00	20	18:00~20:00		
		篠崎きらきら	○	篠崎町7-10-9	3677-3363	企			10	11	13	26	60	7:30~18:30	6	18:30~19:30		
		小規模 保育	★このはな浅間	○	篠崎町2-5-2	5879-8261	学	5か月	5	7	7		19	7:30~18:30	6	18:30~19:30		
			★はな	○	篠崎町7-13-8	6383-2757	企	57日目	3	8	8		19	7:30~18:30	5	18:30~19:30		
		認定 こども園	認定こども園篠崎若葉幼稚園 ※定員は幼稚園枠で変動します。		篠崎町2-64-6	3670-9495	学			20	22	55	110	207	7:30~18:30			
事業所内 保育	★江東園つばき	○	春江町2-5-15	5664-0245	社	5か月	2	7	6		15	7:15~18:15	9	18:15~19:15				
	★タムスわんぱく保育園瑞江	○	瑞江2-22-12	5664-6888	医社	91日目	4	4	4		12	7:30~18:30	3	18:30~19:30				

【凡例】設置団体：社→社会福祉法人 宗→宗教法人 個→個人 企→企業 学→学校法人 社団→一般社団法人
医社→医療法人社団 NPO→NPO 法人

・【保育施設名】欄に★マークがある地域型保育事業は、連携施設が設定されています。詳しくは43ページ、又は区のホームページをご覧ください。

・このご案内は、令和6年8月31日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。
・ゆずりは保育園分園みずえは0~2歳児クラスのための保育施設になります。3歳児クラス以降も保育を希望する場合は、他の保育施設へ再度申込をしていただく必要があります。（入園申込については、9~12ページ参照）



※このマップは概略図です。

一之江・船堀エリア施設一覧

区分	保育施設名	延長	所在地	電話番号	設置 団体	0歳児 クラス	クラス別定員					開所時間	延長 定員	延長保育時間
							0歳	1歳	2歳	3歳	4,5歳	計		
区立	一之江第一		一之江3-13-7	3652-5954				27	28	29	58	142		
	船堀		船堀2-1-5	3689-0143				20	22	24	48	114		
	船堀第二	○	船堀1-3-1	3689-8054				23	23	23	46	115	20	18:30~19:30
	船堀第三		船堀1-1-2-108	3688-9893				24	25	26	54	129		
私立	一之江		一之江6-19-10	3656-5636	宗			24	24	30	70	148		
	アスク西一之江	○	西一之江3-45-10	3655-8250	企	57日目	9	18	22	23	48	120	30	18:30~20:30
	にじいろ保育園一之江	○	一之江7-39-13	6231-4317	企	57日目	15	18	22	22	44	121	20	18:30~20:30
	ピノキオ幼児舎ゆめのこ	○	一之江7-35-22 3F	3654-7201	企	57日目	7	10	10	11	22	60	20	18:15~20:15
	小鳩ナーサリースクール一之江	○	一之江7-41-15 1F	5879-5824	企			6	8	14	32	60	無	18:00~20:00
	さくらさくみらい一之江	○	一之江8-11-20	5879-3973	企	57日目	6	12	12	16	34	80	10	18:15~20:15
	まなびの森保育園一之江	○	一之江6-10-41	5879-5417	企	57日目	3	14	14	16	33	80	無	18:30~20:30
	小鳩ナーサリースクール一之江分園	○	一之江7-33-26	6231-5466	企	57日目	3	8	9			20	6	18:00~20:00
	ミアヘルサ保育園ひびき一之江	○	一之江7-41-24	6231-4821	企			10	11	13	26	60	20	18:30~19:30
	タムスわんぱく保育園一之江(※)	○	一之江2-19-12	5678-9906	社			10	12	13	26	61	10	18:30~19:30
	ポピンズナーサリースクール一之江	○	一之江3-2-36	5879-9180	企			12	12	12	24	60	6	18:30~19:30
	月映		船堀6-9-30	3689-0340	宗			25	30	40	80	175		
	マリヤ	○	船堀2-19-4	3688-6645	社	57日目	15	18	21	22	44	120	30	18:15~19:15
	船堀中央	○	船堀2-23-10	3680-1441	社	57日目	12	22	22	23	46	125	30	18:15~19:15
	タムスわんぱく保育園船堀	○	船堀5-11-15	6808-2150	社	6か月	9	15	18	20	40	102	20	18:30~19:30
	みのりのわかば船堀分園	○	船堀1-4-13-101	5675-5010	社	57日目	9	10	10	3歳児以降は本園へ	29	7:15~18:15	9	18:15~19:15
	なつめ	○	船堀4-8-17	5878-0221	企	57日目	6	15	18	20	40	99	15	18:30~19:30
	ソラスト船堀	○	船堀3-15-15 1F	6663-6085	企	57日目	6	9	12	13	26	66	無	18:30~20:30
	グローバルキッズ船堀園	○	船堀4-8-11	6808-2522	企	57日目	9	14	14	17	40	94	無	18:30~20:30
	春江おひさま	○	春江町5-2	5675-0130	社			24	27	34	72	157	20	18:30~19:30
	船堀ちとせ	○	船堀5-3-10	3877-1588	社	57日目	6	19	19	21	42	107	30	18:15~20:15
	★ベイビーピース	○	船堀2-15-17	6808-3471	企	57日目	3	8	8			19	6	18:15~19:15
	★みのりきっすなあざりい	○	西瑞江5-7-3 1F	6808-0210	企	57日目	3	8	8			19	6	18:30~19:30
	★ソフィアかしの木	○	船堀6-3-3	6661-3680	企	57日目	3	6	6			15	6	18:15~19:15
	東一之江こども園		西一之江2-28-18	3653-4726	学	6か月	3	15	15	20	40	93		
	認定こども園松江ひかり幼稚園		西一之江3-33-9	5879-9000	宗			10	10	10	20	50		
	(仮称)認定こども園二ノ江幼稚園		二之江町1379	3687-6392	学			6	12	15	30	63		

【凡例】設置団体：社→社会福祉法人 宗→宗教法人 個→個人 企→企業 学→学校法人 社団→一般社団法人
医社→医療法人社団 NPO→NPO 法人

・【保育施設名】欄に★マークがある地域型保育事業は、連携施設が設定されています。詳しくは43ページ、又は区のホームページをご覧ください。

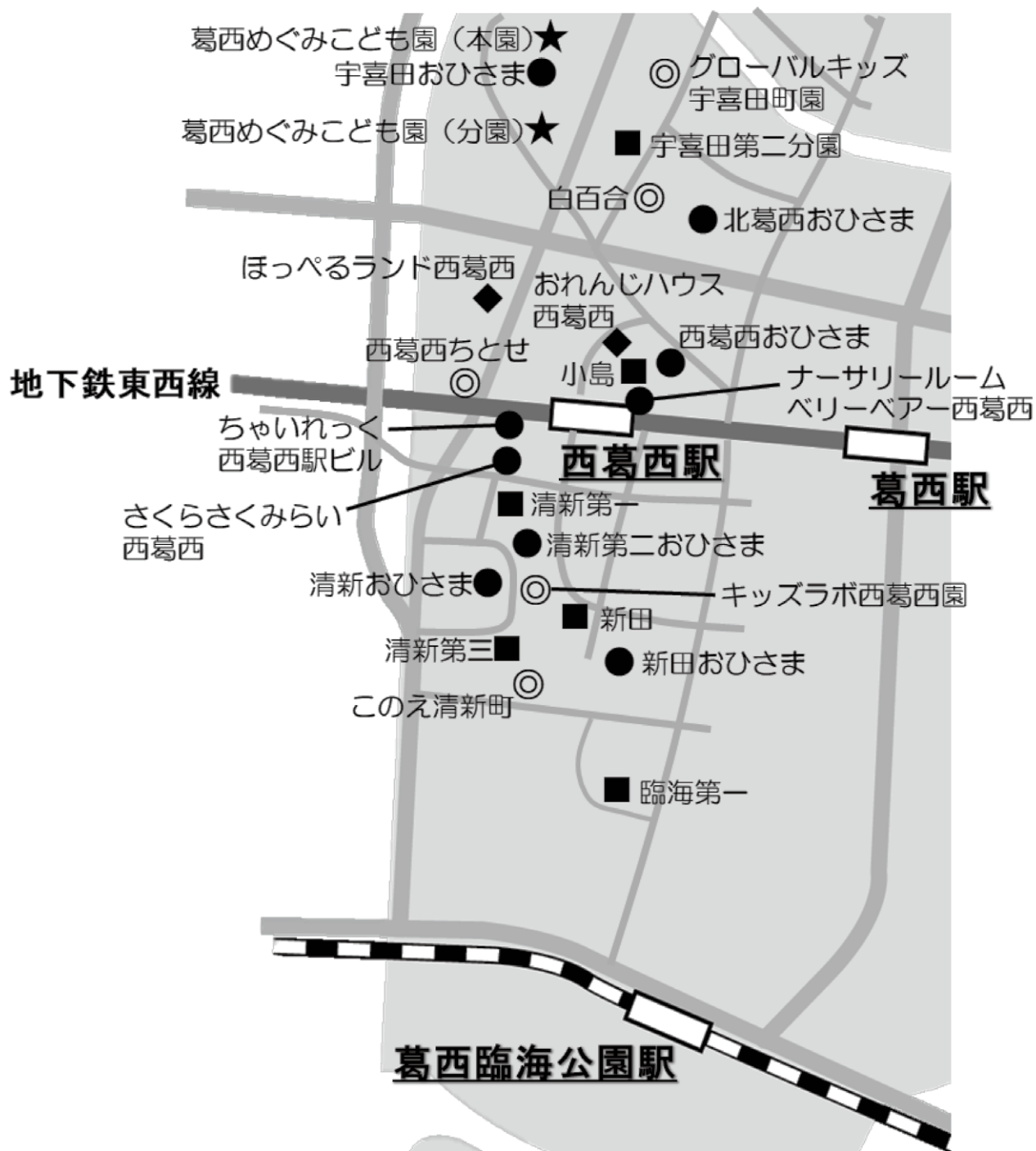
・(仮称)認定こども園二ノ江幼稚園は、令和7年4月に新規開設する保育施設のため、住所・電話番号が確定していません。入園説明会や保育方針等についての問合せ先は、45ページ、又は区のホームページをご確認ください。

・このご案内は、令和6年8月31日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。

・小鳩ナーサリースクール一之江分園は0～2歳児クラスのための保育施設になります。3歳児クラス以降も保育を希望する場合は、他の保育施設へ再度申込をしていただく必要があります。(入園申込については、9～12ページ参照)

※タムスわんぱく保育園一之江は、年齢別クラスとは別に医療的ケア児・障害児クラス(定員10名)があります。詳細は保育課保育係へご相談下さい。

(7) 葛西エリア①



- ・・・認可保育園(区立)
- ・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス無》
- ◎・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス有》
- ★・・・認定こども園(私立)
- ◆・・・小規模保育(私立)

※このマップは概略図です。

葛西エリア①施設一覧

区分		保育施設名	延長	所在地	電話番号	設置 団体	0歳児 クラス	クラス別定員					開所時間	延長 定員	延長保育時間	
							0歳	1歳	2歳	3歳	4,5歳	計				
区立	認可 保育園	小島	○	西葛西5-8-2	3687-3915				16	18	21	48	103	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		新田		西葛西8-2-1	3688-4908				16	18	20	42	96			
		清新第一	○	清新町1-3-2-103	3878-1901				22	24	26	56	128		20	18:30~19:30
		清新第三		清新町2-8-4-105	3878-1943				20	21	21	42	104			
		臨海第一		臨海町2-2-5	3869-5478				13	18	20	42	93			
		宇喜田第二 分園		宇喜田町175	3680-9050				10	10			20			
私立	認可 保育園	白百合		北葛西4-3-9	3877-8344	宗	6か月	6	12	14	14	28	74	7:30~18:30		
		北葛西おひさま	○	北葛西4-3-23	5659-5051	社			24	27	31	62	144	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		清新おひさま	○	清新町1-1-37	5878-0167	社			20	23	28	58	129	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		西葛西おひさま	○	西葛西5-10-12	3688-9892	社			25	26	27	60	138	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		清新第二おひさま	○	清新町1-2-1-101	3878-1922	社			22	23	23	46	114	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		ちやいれっく西葛西駅ビル	○	西葛西6-7-1 A棟2F	5667-9680	企			21	21	21	42	105	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		西葛西ちとせ	○	西葛西2-17-15	5679-7200	社	57日目	6	11	12	17	34	80	7:15~18:15	20	18:15~20:15
		グローバルキッズ宇喜田町園	○	宇喜田町1279	6808-7117	企	57日目	6	10	12	14	28	70	7:30~18:30	20	18:30~20:30
		新田おひさま	○	西葛西8-15-6-1	3675-1588	社			18	20	20	40	98	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		宇喜田おひさま	○	北葛西2-19-1	3687-9559	社			17	19	25	54	115	7:30~18:30	20	18:30~19:30
		このえ清新町	○	清新町2-7-8	5878-1670	企	57日目	9	15	18	20	40	102	7:15~18:15	20	18:15~20:15
		キッズラボ西葛西園	○	西葛西8-4-13 1F	6808-6700	企	57日目	6	6	6	6	12	36	7:30~18:30	10	18:30~19:30
	さくらさくみらい西葛西	○	西葛西6-4-2	5878-1439	企			15	18	20	40	93	7:15~18:15	10	18:15~20:15	
	ナーサリールーム ベリーベア西葛西	○	西葛西5-6-19	6661-3960	企			12	12	12	24	60	7:30~18:30	30	18:30~20:30	
	小規模 保育	★ほっぺるランド西葛西	○	西葛西2-22-45	6808-0518	企	57日目	3	8	8			19	7:30~18:30	6	18:30~20:30
		★おれんじハウス西葛西	○	西葛西5-8-3 小島町二丁目団地3号棟1F	6456-0412	NPO	57日目	3	8	8			19	7:30~18:30	6	18:30~19:30
認定 こども園	葛西めぐみこども園	本園	北葛西2-25-4	5667-1170	学					30	60	90	7:30~18:30			
		分園	北葛西2-12-13	6808-7121				18	20	3歳児以降は本園へ		38	7:30~18:30			

【凡例】設置団体：社→社会福祉法人 宗→宗教法人 個→個人 企→企業 学→学校法人 社団→一般社団法人
医社→医療法人社団 NPO→NPO 法人

・【保育施設名】欄に★マークがある地域型保育事業は、連携施設が設定されています。詳しくは43ページ、又は区のホームページをご覧ください。

・このご案内は、令和6年8月31日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。
・宇喜田第二保育園分園は1・2歳児クラスのための保育施設になります。3歳児クラス以降も保育を希望する場合は、他の保育施設へ再度申込をしていただく必要があります。（入園申込については、9~12ページ参照）

(8) 葛西エリア②



- ・・・認可保育園(区立)
- ・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス無》
- ◎・・・認可保育園(私立)
《0歳児クラス有》
- ★・・・認定こども園(私立)
- ◆・・・小規模保育(私立)

※このマップは概略図です。

葛西エリア②施設一覧

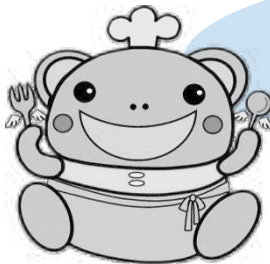
区分	保育施設名	延長	所在地	電話番号	設置 団体	0歳児 クラス	クラス別定員					開所時間	延長 定員	延長保育時間
							0歳	1歳	2歳	3歳	4,5歳	計		
区立	堀江		南葛西3-16-5	3688-7415			19	21	25	52	117	7:30~18:30		
	宇喜田第二		中葛西4-9-5	3687-9977			16	17	23	50	106			
	堀江第二	○	南葛西7-1-6	3687-9535			15	18	20	42	95		20	18:30~19:30
	堀江第三		南葛西7-2-5	3675-8860			18	20	20	40	98			
	東葛西		東葛西9-10-1-101	3686-2771			24	25	26	52	127			
	臨海第二		臨海町5-1-2	3686-1772			17	20	20	42	99			
私立	ふきのとう	○	中葛西6-4-7	3675-1876	社	57日目	9	15	18	20	46	108	25	18:15~19:15
	葛西駅前さくら	○	東葛西5-1-3 ポアビル2F	3878-0026	企	57日目	20	20	20	20	40	120	30	18:30~19:30
	葛西おひさま	○	東葛西5-29-14	5679-0130	社			20	24	35	70	149	30	18:30~19:30
	葛西第二おひさま	○	中葛西2-11-13	3687-0130	社			21	24	26	53	124	20	18:30~19:30
	たんぼぼ	○	東葛西8-19-2	5878-0290	社	57日目	12	12	12	12	24	72	25	18:15~19:15
	ほっぺるランド中葛西	○	中葛西1-1-15	6456-0590	企	57日目	9	15	15	23	46	108	15	18:15~20:15
	南葛西おひさま	○	南葛西5-18-1	6808-5312	社			16	23	25	54	118	20	18:30~19:30
	中葛西おひさま	○	中葛西6-17-15	3689-0010	社			27	28	28	56	139	20	18:30~19:30
	グローバルキッズ南葛西園	○	南葛西6-19-13 1F	3877-4581	企	57日目	6	8	8	8	16	46	20	18:30~20:30
	太陽の子東葛西	○	東葛西7-28-15 1F	6663-8235	企	57日目	6	9	9	12	24	60	15	18:30~20:30
	アスク東葛西	○	東葛西6-28-6	5659-0601	企	57日目	6	15	18	20	40	99	20	18:30~20:30
	ボビズナーサリー スクール中葛西	○	中葛西5-21-2	6808-8102	企			10	11	13	26	60	6	18:30~19:30
	にじのいるか保育園南葛西	○	南葛西5-7-2 1F	6240-5010	学	57日目	6	11	11	14	28	70	15	18:30~20:30
	さくらさくみらい中葛西	○	中葛西7-27-10	6808-2339	企	57日目	6	12	12	18	36	84	10	18:15~20:15
	葛西大きなおうち	○	中葛西2-26-6	5878-0888	社	57日目	6	12	14	16	32	80	20	18:15~19:15
	葛西きらきら	○	東葛西5-7-19	5676-6011	企			9	9	16	32	66	12	18:30~20:30
	フロンティアキッズ葛西	○	東葛西6-18-11	3804-3055	企	57日目	6	11	11	14	28	70	25	18:15~19:15
	サクラナーサリー	○	中葛西3-15-6	3686-0067	企	57日目	6	12	12	12	24	66	10	18:30~19:30
	キッズラボ東葛西園	○	東葛西9-3-14	6808-6570	企	57日目	6	6	6	6	12	36	10	18:30~19:30
	AIAI NURSERY 東葛西	○	東葛西7-20-15	5878-1858	企			9	13	16	32	70	15	18:30~19:30
	アスク東葛西第二	○	東葛西6-37-20	5659-0150	企			10	12	12	26	60	無	18:15~20:15
	葛西いろどり	○	東葛西5-8-2	5878-0425	企			12	14	16	32	74	12	18:30~19:30
	かさい発みらい行きほいくえん	○	東葛西6-16-15	6808-7331	社			16	20	22	44	102	20	18:15~19:15
	小規模 保育	○	Kid's Patio かさい園	3804-7722	企	3か月	5	7	7		19	7:30~18:30	6	18:30~19:30
	認定 こども園	○	プレスクール 第2仲よしこども園	3680-8636	企	57日目	8	10	12	13	26	69	30	18:00~20:00
		○	プレスクール 仲よしこども園	5659-0260	企	57日目	7	12	12	13	26	70	30	18:00~20:00
		○	認定こども園なぎさ幼稚園	3675-3370	学			6	12	45	90	153	12	18:30~19:30

【凡例】設置団体：社→社会福祉法人 宗→宗教法人 個→個人 企→企業 学→学校法人 社団→一般社団法人
医社→医療法人社団 NPO→NPO 法人

・このご案内は、令和6年8月31日現在の情報をもとに作成しているため、変更になることがあります。

キャラクター紹介

江戸川区食育キャラクター
ぱくどん



食べるみんなを応援するキャラクター。

「しっかり食べよう朝ごはん」の普及を目指して生まれました。

朝食の大切さ、栄養バランスを良くすることの大切さを子ども達に伝えています。



あかべえ

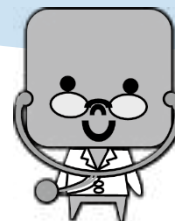
からだを動かすエネルギーになる食べ物を応援しています。
(穀類・芋類・油・砂糖など)



きさく

からだをつくる(血や肉になる)
食べ物を応援しています。
(肉・魚・卵・大豆・乳・乳製品など)

はくどんの仲間たち
はくはくとりお



からだの調子を整える食べ物を
応援しています。
(野菜・果物・海藻・きのこ・こんにゃくなど)

みどすけ

このご案内は、認可保育施設の申込方法や必要書類、入園後の手続き等についての重要な情報を掲載したものです。お子さんの保育が必要な方は、**ご案内の内容をよくご確認ください。**なお、入園後も大切に保管してください。※認可保育施設の入園・通園継続については、児童福祉法等の法令を基に実施しております。

— 保育園・その他保育サービスに関する情報（区ホームページ） —

入園・在園に関するよくあるご質問

申し込み方法や必要書類、入園後の手続きなどよくあるご質問と情報を見ることができます。



子育て応援サイト

妊娠・出産などをはじめとした子育てに関するお役立ち情報が掲載されています。



はじめての保育園入園申し込み

申し込み方法を動画でご覧になることができます。



オンライン相談

認可保育施設の入園に関する相談がオンラインでできます。



えどがわ子育てガイド

妊娠時から出産、育児等の子育て支援事業や各種保育サービス、子育てひろば、幼稚園、子どもの安全・安心等の子育てに役立つ情報を掲載したガイドブックです。子育てひろば、江戸川区役所保育課又は子育て支援課の窓口でお配りしています。また、区のホームページからダウンロードもできます。ぜひご活用ください。



— 保育施設の運営、保育内容等についての相談窓口 —

保育施設についての苦情等の相談は、各副施設長(主任保育士)が受付を担当しています。責任者は各施設長で、保育施設ごとに第三者委員も設置していますので、直接ご相談ください。なお、江戸川区役所保育課又は子育て支援課にご相談いただくこともできます。

《問合せ先》

区立保育園の場合……………保育課保育園支援係(区役所 2 階 5 番窓口) 電話：5662-8093（直通）

私立の保育施設の場合…子育て支援課運営支援係(区役所 3 階 7 番窓口) 電話：5662-5028（直通）



ともに、生きる。

江戸川区